

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	123 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	94 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	92 件
国民年金関係	39 件
厚生年金関係	53 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、20歳になった頃に国民年金の加入手続をして、結婚するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間それぞれについて、その前後の期間の保険料を現年度納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②直後の昭和46年4月から47年3月までの期間の保険料については、国民年金被保険者台帳に納付済みの記載が確認できるが、平成21年9月になって未納から納付済みに記録訂正されており、記録管理が不適切であった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から62年3月まで
② 平成元年1月から同年3月まで

私の妻は、結婚直後に私の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻は全て保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料だけが納付されていないということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直後の平成元年4月からの現年度の国民年金保険料をおおむね納期限内に納付するとともに、当該期間前の昭和62年4月から63年3月までの保険料を平成元年7月に、昭和63年4月から同年6月までの保険料を平成2年3月に、昭和63年7月から同年12月までの保険料を平成2年6月に、順次過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、元年から2年にかけて保険料の納付意欲があったものと考えられ、当該期間3か月分の保険料のみを未納のままにしておいたとは考えにくいこと、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も、当該期間の自身の保険料を過年度納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は自身の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする妻は、婚姻後は夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずと説明しているが、当該期間後、平成元年3月までの夫婦の保険料の納付時期が異なっていることがオンライン記録で確認でき、妻の保険料納付状況に関する記憶は曖昧であること、当該期間直後の昭和62年度分の保険料は平成元年7月6日に過年度納付されていることが確認できるが、当該過年度納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の

妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 12 月まで

義母は、私の国民年金保険料を納付してくれていた。義母と一緒に納付していた夫の申立期間の保険料は納付済みとなっており、私が所持している確定申告書の控えにも申立期間の保険料の記載がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、申立期間に係る昭和 58 年分、59 年分及び 60 年分の確定申告書（控）によると、記載された国民年金保険料の申告額は、各年の当時の保険料額と一致している。また、申立人は、申立期間を除き 44 年 4 月から 60 歳到達時までの保険料を全て納付している。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義母は、国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月から 60 歳到達時までの保険料を全て納付している上、申立人と同様に、義母が保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含む 41 年 4 月から 60 歳到達時までの保険料が全て納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
私の父は、昭和36年4月に地区の役員を通じて、私の国民年金の加入手続を行い、最初の3か月分の国民年金保険料を納付してくれた。その後は、私が、集金人に保険料を納付しており、結婚後は夫の保険料も一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和39年4月から40年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された39年10月時点で、保険料を現年度納付することが可能な期間であり、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の義姉は、当該期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人が結婚した39年11月以降の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は、同年同月から40年3月までの保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和36年4月から39年3月までの期間については、申立人及びその父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号の払出しは上記のとおり39年10月であることから、当該期間のうち、37年7月から39年3月までの保険料は過年度納付により納付することが可能であったものの、申立人には当該期間の保険料を納付書で納付した記憶及び遡って納付した記憶が無い上、当該払出時点では、37年6月以前の保険料は時効により納付することができないことなど、申立人及びその父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 53 年の夏に実家の兄に勧められ、夫婦の付加保険料の納付の申出を行い、平成 2 年 3 月まで一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付してきた。申立期間の夫の付加保険料は納付済みとなっているのに、私の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、昭和 53 年 8 月から第 3 号被保険者になる前月の平成 2 年 3 月までの期間の付加保険料を全て納付している上、申立人の夫は、53 年 8 月から平成 2 年 3 月までの付加保険料を申立期間を含めて全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和49年7月から51年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から51年3月まで

私は、20歳になった頃、A区役所において国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により加入期間の全ての国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の手帳記号番号払出簿によれば、昭和46年11月頃にA区で払い出されており、当該払出しの時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

また、申立期間は21か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

さらに、申立人は、「昭和49年10月に結婚と同時にA区からB市に転居し、国民年金の加入手続を行った。」と述べており、また、申立人の住民票によれば、申立人が市民となった年月日が49年10月28日であることが確認できることから、申立期間のうち、49年7月から同年9月までの期間の納付書はA区役所から申立人のA区の住所地に、また、申立期間のうち、49年10月から51年3月までの期間の納付書はB市役所から申立人のB市の住所地にそれぞれ送付されたことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで

私の父は、昭和36年4月に私の国民年金の加入手続を行い、私の婚姻前までの期間の国民年金保険料を納付してくれた。昭和43年11月の婚姻後は、私たち夫婦のうちのどちらかが、夫婦二人分の保険料をいつも一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間のうち、申立期間の①については、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は申立期間の保険料を納付している上、申立人が保険料を納付書により納付したとする納付方法は、当時居住していた市の納付方法と一致している。また、申立人又はその夫が国民年金保険料を納付したとする市の出張所及び金融機関は当時開設され、保険料の収納業務を取り扱っていたことが確認でき、申立人の主張に一定の整合性が認められる。

加えて、申立期間の①は、12か月と短期間である上、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

2 一方、申立期間の②及び③については、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も当該期間の保険料が未納である。

加えて、申立人又はその夫が申立期間の②及び③の保険料を納付していたことを示す家計簿及び確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人又はその夫が申立期間の②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、申立期間の①の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、申立人の昭和53年4月から同年6月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年6月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿によれば、昭和50年4月頃に払い出されており、また、オンライン記録によれば、申立人は、当該手帳記号番号の払出し当時、第2回特例納付により20歳まで遡って国民年金保険料を納付している上、申立期間の①及び②を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる。

加えて、申立期間の①及び②は、共に3か月と短期間であり、オンライン記録によれば、それぞれの申立期間前後の保険料は現年度納付されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 12 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月から 49 年 3 月まで
私は、夫婦で国民年金に加入して以降、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。加入当初の期間の保険料が私だけ未納になっているが、夫の分だけ保険料を納付したということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、夫婦の国民年金手帳は同一日に発行されており、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料を昭和 55 年 4 月 28 日に第 3 回特例納付により納付していることが領収済通知書により確認でき、申立期間は強制加入期間であることから、申立人も申立期間の保険料を特例納付により納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年12月まで
私は、昭和46年9月に退職するとともに新しい住所地で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間で1回のみであり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年11月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は、申立期間当時には開設されており、保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月及び44年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月
② 昭和44年9月から同年11月まで

私は、国民年金に加入後は60歳になるまで国民年金保険料を1か月も欠かすことなく納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ1か月及び3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金の資格取得日は昭和40年5月25日と記載され、国民年金被保険者名簿には資格喪失日の記載は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は41年11月に払い出されていることから、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるほか、申立人と同居していた母親は国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで
② 昭和48年4月から50年12月まで

私は、申立期間①については、自宅に来た集金人に数か月分ずつ国民年金保険料を納付した。結婚後の申立期間②については、妻が納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、年に数回送付されてきた納付書により金融機関で保険料を納付したと説明しており、当該申立期間当時に居住していた区では年に4回納付書を送付していたとしており、当時の納付方法及び納付頻度と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を集金人に納付し、納付書により保険料を納付したことはないと説明しているが、申立人が当時居住していた区の徴収員制度は昭和45年5月末までであり、当時の納付方法と相違しているほか、申立人は保険料の納付に関する記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関から納付していた。申立期間の保険料が、妻は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和45年4月以降、60歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、1か月6,000円くらいの保険料を夫婦二人分一緒に金融機関から納付していたと具体的に説明しており、当時の保険料額とおおむね一致していること、オンライン記録から納付日が確認できる昭和58年7月から平成18年1月までの期間の保険料は全て夫婦同一日に納付されていることが確認でき、妻は申立期間の自身の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで

私の夫は、夫婦の国民年金の加入手続を行い、必ず夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が、夫は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月及び 3 か月とそれぞれ短期間であり、申立人は国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 41 年度欄には「50 年 5 月 22 日納める」と、47 年度欄には「50. 5. 22 4 月～6 月 3 ケ月」と、第 2 回特例納付実施期間内の年月日が記載されており、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、申立期間の保険料を一緒に特例納付したとする夫は、オンライン記録では昭和 41 年度は「18 条 12 月」と、47 年 4 月から同年 6 月は「K」と記載されており、申立期間の自身の保険料を第 2 回特例納付により納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から同年11月までの国民年金被保険者資格については、平成9年3月に第3号特例措置に基づく届出を提出していると認められることから、第3号被保険者に係る納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年2月から同年11月まで

私は、結婚後ずっと専業主婦であった。夫が厚生年金保険の被保険者となっているのに、申立期間が国民年金に未加入で第3号被保険者とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、平成6年2月から厚生年金保険の被保険者であることが、夫のオンライン記録から確認でき、申立人はその配偶者であることから、第3号被保険者となるべきであるが、申立人は第1号被保険者から第3号被保険者への切替手続きをしばらく行っていないかった。申立人の第3号特例措置に基づく届出は平成9年3月31日に行われているが、申立人の届出に基づき社会保険事務所（当時）が同年4月23日に特例第3号被保険者の処理を行った際、第3号被保険者適用日は本来6年2月10日とすべきところを誤って6年12月10日として処理したと考えられる。この適用日については22年8月に訂正されているが、第3号特例措置は当該届出のあった日の属する月の翌月から年金額が改定されるため、申立人の場合60歳から老齢基礎年金の繰上げ請求を行っており、60歳となった18年*月から訂正後の22年8月までの年金額に反映されないという不利益を被ることになる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の平成6年2月から同年11月までの国民年金被保険者資格については、平成9年3月に第3号特例措置に基づく届出を提出していると認められることから、第3号被保険者に係る納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付してくれていた。婚姻後は、私が自宅に来る集金人に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を 60 歳に至るまで全て納付している上、婚姻前には一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親は、当該期間の保険料が納付済みとなっている。

また、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は婚姻直後の昭和 46 年 3 月 7 日に強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続きを行っている上、申立人は、婚姻後に区内転居しているものの、当該年金手帳の検認記録により、申立期間直後の 46 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 5 月に納付していることが確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、自宅に来る集金人に保険料を納付してきたと述べており、申立人が当時居住していた区では、申立期間当時、区の集金人が現年度保険料を集金する際、国庫金の納付書を持参し、過年度納付についても案内していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 55 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで

私は、結婚した翌年に夫婦で国民年金に加入し、その後、妻が毎回定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの期間については、申立期間①は 9 か月と短期間である上、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間の自身の保険料がいずれも納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、当該期間当時の保険料の納付方法及び保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立期間②のうち昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間③のうち 59 年 1 月から同年 3 月までの期間は、妻も保険料が未納である上、申立人は、申立期間③直後の昭和 60 年度及び 61 年度の保険料を昭和 62 年 7 月に遡って納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間③の保険料は時効により納付することができないなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年

4月から同年12月までの期間及び55年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間及び同年10月から56年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和55年1月から同年6月まで
③ 昭和55年10月から56年6月まで
④ 昭和59年1月から同年3月まで

私は、結婚した翌年に夫婦で国民年金に加入し、その後、毎回定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間③については、それぞれ3か月及び9か月と短期間であり、前後の国民年金保険料は納付済みである上、一緒に納付していたとする申立人の夫も、当該期間の保険料が納付済みとなっている。また、申立期間②のうち昭和55年1月から同年3月までの期間についても、夫は当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち昭和55年4月から同年6月までの期間及び申立期間④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、一緒に保険料を納付していたとする夫も未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間及び同年10月から56年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、従姉から母を通じて国民年金に加入するよう薦められたため、昭和 51 年 1 月に市役所で国民年金の任意加入手続を行った。その際、国民年金保険料額が安かったという記憶しかないが、保険料を市役所窓口で納付し、その後は、送付される納付書により金融機関で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を、第 3 号被保険者期間を除き全て納付しており、納付済期間のうち過半は保険料を前納している。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、市役所窓口で保険料を納付したと説明しており、申立人が所持する年金手帳、特殊台帳及び申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間当初の昭和 51 年 1 月 26 日に任意加入していることが確認でき、当該任意加入時点で、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 3 月まで

私の夫は、昭和 49 年 9 月か 10 月頃に、夫婦二人の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を 2 年間遡って納付し、その後の保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、51 年 11 月に夫と連番で払い出されており、当該払出時点で、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫の当該期間の保険料は、納付済みであること、夫婦の当該期間直後から夫婦が厚生年金保険に加入する前の平成 9 年 7 月までの期間の保険料は全て納付済みであり、複数回の保険料充当期間もおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 47 年 9 月から 49 年 12 月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点では、当該期間のうちの大部分の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫も当該期間の保険料は未納であること、申立人は、現在所持するオレンジ色の手帳 1 冊以外には、ほかに手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から41年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

私が20歳の頃に、国民年金の加入通知が届いたので、父が加入手続をして国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付してくれていた。昭和48年に転居した後は、私が金融機関で保険料を納付するようになった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人は、当該期間前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人は、当該期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられること、申立人は昭和41年4月以降平成14年に60歳に到達するまで、申立期間を除き保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和41年7月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間のうち39年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の同年4月から41年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は父親から遡って保険料を納付したとは聞いていないと説明しているなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10

月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月まで
私は、昭和 52 年 12 月に区役所出張所で国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間当初の昭和 52 年 12 月 20 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間の現年度保険料の納付書は発行されていたと考えられること、任意加入直後の申立期間の保険料を未納のままにしたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚して間もない昭和 39 年 4 月に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 39 年 6 月 1 日に払い出されているが、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の中には、資格取得日が同年 4 月とされている被保険者が複数存在していることがオンライン記録で確認でき、申立人は、同年 4 月に加入手続を行い、当該手続時に申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったと考えられること、申立人は、その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年2月、同年4月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成11年2月から同年11月まで
② 平成12年2月
③ 平成12年4月
④ 平成12年6月

私は、平成11年2月に会社を退職し、しばらくしてから納付書がまとめて送付されてきたため、国民年金保険料が未納となっていることを知った。未納の保険料を一括では納付できなかったため、数回に分けて、近くの郵便局、金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、いずれも1か月と短期間であり、前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険適用事業所を退職した平成11年2月1日を勧奨事象発生日として、同年4月23日に初回の国民年金の加入勧奨が行われているものの、加入手続きが行われなかった場合にその4か月後に行われる最終勧奨の記録が無いことから、申立人は同年8月までに第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行ったものと考えられる。

さらに、申立期間①直後の平成11年12月及び12年1月の保険料を14年1月に過年度納付していることが確認できることから、申立人には、当該納付時点で、申立期間②、③及び④を含め12年2月から13年3月までの期間内に所在する未納期間については、全て過年度納付書が発行されていたものと推察され、当該納付時点で、申立期間②、③及び④の保険料を過年度納付することが可能であったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間を除き保険料を全て納付しており、平成13年7月以降は

付加保険料も併せて納付していることから、納付意識は高かったものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧である。

また、申立期間①直後の平成11年12月及び12年1月の保険料は、14年1月に遡って納付されており、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年2月、同年4月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から55年1月まで

私は、昭和54年1月から非常勤で会社に勤めたが、途中で厚生年金保険の被保険者資格要件を満たさなくなったため、国民年金の再加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人は昭和54年1月から非常勤で会社に勤めたが、途中で厚生年金保険の被保険者資格要件を満たさなくなったとして会社側から国民年金に加入するように勧められたため、国民年金の再加入手続きを行い、保険料を納付したと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 9909

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
私の妻は、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く婚姻後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、夫婦の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の自身の保険料は平成 22 年 8 月付けで当委員会のあっせんにより納付記録が訂正され、それを含め国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 46 年 11 月から同年 12 月頃に夫婦連番で払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から58年3月まで
私の父は、私が20歳になった後に私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとする申立人の父親は、申立期間の自身の保険料を前納していることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年4月又は同年5月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付したとする父親は、納付書が送付されれば親の義務として必ず納付していたと説明していること、申立人が申立期間当時に居住していた町を管轄する年金事務所は、申立人に対して申立期間の過年度納付書を送付していたものと考えられると回答していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成 2 年 4 月から 8 年 1 月まで

私は、昭和 59 年頃、外国籍の者でも国民年金に加入でき、国民年金保険料の免除申請ができることを知り、妻と一緒に国民年金の加入手続きを行い、保険料の免除申請をした。以後、確定申告を行うごとにその控えを持って妻と一緒に保険料の免除申請をした。暮らしが少し良くなったときには保険料を納付したこともある。一緒に保険料の免除申請し、保険料を納付してきた妻の納付記録と私の納付記録が違うのはおかしい。申立期間の①及び申立期間の②のうちの平成 2 年 4 月から 7 年 5 月までの期間が免除とされておらず、また、申立期間の②のうちの平成 7 年 6 月から 8 年 1 月までの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間の①のうちの昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間については、一緒に免除申請をしていたとする妻は、当該期間に係る国民年金保険料を申請免除されており、また、オンライン記録によると、当該期間直後の平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間については、申立人とその妻はいずれも申請免除期間である上、両名の申請年月日も一致していることが確認できる。これらのことから、申立人の申立期間のうち昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間に係る申立内容に一定の整合性が見受けられる。
- 2 一方、申立期間の①のうちの昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び申立期間の②のうちの平成 2 年 4 月から 7 年 5 月までの期間については、オンライン記録によれば、一緒に免除申請をしていたとする妻も免除申請しておらず、未納となっていることが確認できる上、ほかに申立人が当該期間の保険料について免除申請していたこ

とをうかがわせる周辺事情は見当たらない。加えて、申立期間の①のうちの昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び申立期間の②のうちの平成 2 年 4 月から 7 年 5 月までの期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料は無い。

また、申立期間の②のうちの平成 7 年 6 月から 8 年 1 月までの期間については、申立人の妻は保険料が納付済みであるが、申立人は、「免除を申請する際に資格取得月数が足りず国民年金は受給できませんと言われた。」と述べており、年金受給額に反映しない保険料を納付していたとは考え難い上、ほかに申立人が当該期間の保険料について納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。加えて、当該期間の保険料が納付されていたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうちの昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和49年4月から同年12月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

私は、申立期間当時に住んでいたA市で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和48年6月頃に払い出されていることが推認でき、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間に係る昭和49年度国民年金印紙検認記録欄には、「保険料は特別検認により4月から12月まで納付済である」とのA市のスタンプとA市の印が押されている上、昭和47年度及び48年度の国民年金印紙検認記録欄にも同様に、A市のスタンプとA市の印が押されているなど、申立内容に不自然な点は見受けられない。

また、申立期間は9か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人の申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付されている上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間の保険料を全て納付しており、申立期間後の数回にわたる住所変更に伴う加入手続き及び保険料の納付を適切に行っていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

東京厚生年金 事案 14492～14520（別添一覧表）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A組合における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同組合は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合から提出された6月賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に同組合から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、6月賞与支払一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
14492		男	昭和27年生		平成19年6月26日	88万 7,000円
14493		男	昭和30年生		平成19年6月26日	46万 3,000円
14494		男	昭和30年生		平成19年6月26日	118万 2,000円
14495		男	昭和36年生		平成19年6月26日	40万 3,000円
14496		男	昭和37年生		平成19年6月26日	29万 7,000円
14497		女	昭和35年生		平成19年6月26日	37万 5,000円
14498		女	昭和33年生		平成19年6月26日	30万 4,000円
14499		男	昭和23年生		平成19年6月26日	62万 5,000円
14500		男	昭和38年生		平成19年6月26日	47万 3,000円
14501		男	昭和35年生		平成19年6月26日	46万 7,000円
14502		男	昭和46年生		平成19年6月26日	38万 6,000円
14503		男	昭和27年生		平成19年6月26日	40万 9,000円
14504		男	昭和24年生		平成19年6月26日	28万 2,000円
14505		男	昭和48年生		平成19年6月26日	35万 9,000円
14506		男	昭和29年生		平成19年6月26日	32万 円
14507		男	昭和47年生		平成19年6月26日	29万 円
14508		女	昭和53年生		平成19年6月26日	24万 9,000円
14509		女	昭和51年生		平成19年6月26日	25万 9,000円
14510		男	昭和45年生		平成19年6月26日	30万 3,000円
14511		男	昭和29年生		平成19年6月26日	24万 円
14512		女	昭和52年生		平成19年6月26日	23万 8,000円
14513		男	昭和51年生		平成19年6月26日	29万 6,000円
14514		男	昭和38年生		平成19年6月26日	35万 7,000円
14515		男	昭和44年生		平成19年6月26日	55万 1,000円
14516		女	昭和47年生		平成19年6月26日	27万 5,000円
14517		女	昭和40年生		平成19年6月26日	31万 7,000円
14518		男	昭和40年生		平成19年6月26日	28万 4,000円
14519		男	昭和40年生		平成19年6月26日	28万 4,000円
14520		男	昭和31年生		平成19年6月26日	38万 7,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 18 日から 35 年 2 月 25 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 36 年 6 月 1 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 35 年 3 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が 3 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

加えて、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、申立期間

当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月31日
② 平成17年6月16日
③ 平成17年8月31日
④ 平成18年4月30日
⑤ 平成18年8月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書、所得税源泉徴収簿及び回答書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書、所得税源泉徴収簿及び回答書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、それぞれ80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月14日は3万円、同年12月15日は15万円、19年12月14日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月14日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月14日は3万円、同年12月15日は15万円、19年12月14日は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を72万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、72万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を57万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、57万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成16年5月1日、資格喪失日が18年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎となっていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった在職期間証明書及び給与台帳により、申立人が同社に平成18年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って届け出たことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保

險事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、平成13年3月から15年3月までは32万円、同年4月から20年8月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月11日は37万円、同年12月29日は30万5,000円、16年7月15日は37万円、同年12月15日は38万9,000円、17年7月15日は38万円、同年12月16日は33万3,000円、18年7月14日、同年12月14日及び19年7月20日は38万円、同年12月21日は29万6,000円、20年7月18日は32万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月1日から20年9月1日まで
② 平成15年7月11日
③ 平成15年12月29日
④ 平成16年7月15日
⑤ 平成16年12月15日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年12月16日
⑧ 平成18年7月14日

- ⑨ 平成 18 年 12 月 14 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日
- ⑪ 平成 19 年 12 月 21 日
- ⑫ 平成 20 年 7 月 18 日

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給料明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②から⑫までの標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成 13 年 3 月から 15 年 3 月までは 32 万円、同年 4 月から 20 年 8 月までは 38 万円とすることが妥当である。

なお、平成 14 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月、同年 9 月、15 年 2 月、同年 5 月、同年 11 月及び 18 年 7 月分の給料明細書を申立人は保管しておらず、当該給与からの保険料控除を確認することはできないが、申立人から提出のあった預金通帳から、申立人はA社から当該期間に係る給与の支払を受けていたことが確認でき、当該振込額は当該期間の前後の給料明細書の金額とおおむね一致していることから、当該期間について同額の給与の支払を受け、同額の保険料が控除されていたものと認められる。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、上記給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間①の全期間にわたって一致していないことから、事業主は、申立期間①の標準報酬月額について、上記給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②、④から⑥まで及び⑧から⑩までについて、賞与明細書から申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③及び⑦の標準賞与額については、賞与明細書等により保険料控除を確認することはできないが、申立人から提出のあった預金通帳から、申立人は当該期間にA社から賞与の支払を受けていたことが確認でき、同僚の賞与明細書から当該期間の保険料控除が確認できることから、申立人についても事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑩までの標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額及び預金通帳において確認できる賞与振込額から、平成15年7月11日は37万円、同年12月29日は30万5,000円、16年7月15日は37万円、同年12月15日は38万9,000円、17年7月15日は38万円、同年12月16日は33万3,000円、18年7月14日、同年12月14日及び19年7月20日は38万円、同年12月21日は29万6,000円、20年7月18日は32万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和35年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月5日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和34年4月1日に入社して36年1月9日に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の管理部部長及びA社元従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務（同社本社から同社C出張所に異動）していたことが認められる。

また、上記の管理部部長は、申立人のA社本社の資格喪失日から同社C出張所の資格取得日までの期間の被保険者資格の空白は、事業所間の社会保険手続の連絡がうまくいっていなかったことにより生じたものと考えられ、同社では、申立人の給与から継続して保険料を控除していたものと考えられると供述している。

さらに、A社C出張所開設時の所長は、当時の給与計算は同社本社で行っており、本社より送付された明細書に基づいて、自身が現金を袋詰めして従業員に支給しており、厚生年金保険被保険者から保険料を控除しない期間は無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社本社において申立期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同社本社における資格喪失日を昭和 35 年 2 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 34 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の管理部部長は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は38万円、同年12月11日は51万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月11日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成19年7月10日は38

万円、同年12月11日は51万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月11日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額から、34万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は23万円、同年12月11日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月11日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成19年7月10日は23

万円、同年12月11日は33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年7月10日について、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年12月11日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を34万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月11日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、申立期間②について訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成19年7月10日は25万円、同年12月11日は34万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額から、34万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は29万6,000円、同年12月11日は42万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月11日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成19年7月10日は29

万 6,000 円、同年 12 月 11 日は 42 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は36万5,000円、同年12月11日は51万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月11日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成19年7月10日は36

万 5,000 円、同年 12 月 11 日は 51 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は60万円、同年12月11日は87万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月11日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成19年7月10日は60

万円、同年12月11日は87万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は38万円、同年12月11日は51万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月11日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成19年7月10日は38

万円、同年12月11日は51万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は35万円、同年12月11日は45万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月11日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A法人が当該賞与について、届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成19年7月10日は35万円、同年12月11日は45万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年4月1日から6年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成5年4月から同年6月までは53万円、同年7月から6年9月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年10月1日から7年7月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を、6年10月は34万円、同年11月及び同年12月は32万円、7年1月から同年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成5年4月から同年6月までは53万円、同年7月から6年1月までは47万円と記録されていたところ、同年2月10日付けで20万円に遡って減額訂正されており、申立人のほか6名の従業員の標準報酬月額も同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A社の経理担当従業員であったが、当該減額訂正の手続には関与していなかったと供述しているところ、同社の当時の事業主は、社会保険事務所への手続等をほかに任せていたため、当該減額訂正について不明であると供述しているものの、同社の元取締役は社会保険事務所から滞納保険料に関する説明を受け、当該減額訂正の手続を事業主に代わって行ったと供述していることを踏まえると、申立

人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年4月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年4月から同年6月までは53万円、同年7月から6年9月までは47万円に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間のうち、平成6年10月から7年6月までの期間に係る標準報酬月額については、上記遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）において、20万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立人は当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てており、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された平成7年度及び8年度の特別区民税・都民税特別徴収税額通知書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、6年10月は34万円、同年11月及び同年12月は32万円、7年1月から同年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記特別区民税・都民税特別徴収税額通知書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、当該厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月23日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与台帳・賞与」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「給与台帳・賞与」において確認できる保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかつ

たこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件8件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
14551	女		昭和24年生		9万7,000円
14552	男		昭和42年生		19万5,000円
14553	女		昭和24年生		19万5,000円
14554	女		昭和26年生		9万7,000円
14555	男		昭和39年生		66万8,000円
14556	男		昭和32年生		9万7,000円
14557	女		昭和41年生		9万7,000円
14558	女		昭和38年生		14万6,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年12月31日から62年3月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支給明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和62年1月から同年3月分までの給与支給明細書及び同僚の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和61年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社に係る商業登記簿謄本によれば、申立期間に法人事業所であったことが確認でき、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日に被保険者資格を喪失した従業員が8人いることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年9月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から同年9月1日まで
オンライン記録によれば、申立期間における厚生年金保険の記録が無い。A社には平成4年6月1日から同年8月31日まで勤務していたので申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年6月1日から同年8月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成4年7月31日（現在は、同年12月1日）に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該処理は同年10月28日付けで遡って行われており、同日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格を同年7月31日に遡って喪失させる処理が行われているが、商業登記簿謄本により、同社は、同年7月31日において法人格を有することが認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である同年9月1日と認められる。

なお、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人に係るA社における当該喪失処理前の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年8月1日から11年10月1日までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から13年5月16日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では取締役であったが、社会保険事務処理の決定権限が無かったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年8月から11年1月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、41万円と記録されていたところ、同年2月17日付けで、9万2,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

また、社会保険料滞納処分票から、A社は平成10年5月頃から社会保険料の滞納が確認でき、当時の従業員も「平成10年頃から給料の遅配があった。」と供述している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、平成9年8月から同社が適用事業所でなくなる時期まで、同社の取締役であったことが確認でき、また、申立人自身、「社会保険の事務手続は自分と従業員と税理士が行っていた。」旨供述している。

しかし、複数の従業員は、「代表者印の管理は代表取締役が行っており、社会保険事務の権限は代表取締役にあった。」旨回答しているところ、社会保険料滞納処分票によると、滞納保険料に係る社会保険事務所職員とのやりとりは全て代表取締役が行っていたことが確認できることから、申立人は、当該標準報酬月額の上及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成11年2月17日付けで行われた遡及訂正処理は、事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の

結果として記録されている申立人の平成9年8月から11年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から13年4月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成11年10月1日）で9万2,000円、12年10月から13年4月までは9万8,000円と記録されているが、当該処理について、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書等、保険料控除を確認できる資料を保管していないとしている。

さらに、当該期間における事業主による保険料控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日が確認できる源泉徴収票及び給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人が提出した源泉徴収票及び給与明細書から、申立人はA社に平成元年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書から確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の社会保険関係資料が無いことから保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA病院に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同病院における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年6月1日まで

A病院に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成13年になって加入記録が無いことが分かり同病院に相談したところ、同病院は、手続を行っていないことを認めて、厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届を提出したが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録、A病院から提出された申立人に係る採用内申書及び退職願、申立人から提出された人事発令通知書、平成3年5月の支払通知及び預金通帳の写しにより、申立人は、同年4月1日から同年5月31日まで同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成3年5月の標準報酬月額については、A病院は、厚生年金保険料は当月控除であったと回答しているところ、上記支払通知において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成3年4月の標準報酬月額については、申立人は厚生年

金保険料控除額を確認できる資料を保有していないが、上記人事発令通知書には申立人の報酬月額が 32 万 7,500 円、上記の同年 5 月の支払通知には控除後の金額が 27 万 1,679 円、預金通帳の写しには同年 4 月の給与振込額が 27 万 1,679 円と記載されており、同年 5 月と同額が振り込まれていることが確認でき、同年 4 月も同年 5 月と同額の厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年10月から15年3月までは24万円、同年4月から同年7月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月から16年2月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から16年3月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成14年10月から15年3月までは24万円、同年4月から同年7月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月から16年2月までは26万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主は、届出を誤ったため納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 12 月 12 日

厚生年金保険の記録では、A病院に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同病院は、既に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成 16 年 12 月 10 日及び 17 年 12 月 12 日に、A病院から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立期間当時の事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 8 月 5 日に申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年8月1日から36年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を35年8月1日、資格喪失日に係る記録を36年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月から36年3月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和35年8月から同年12月までについては、A社における同僚の供述及び申立人の「夏に徹夜して勤務した。勤務をされていて正月を迎えた。」とする供述により、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が記憶していたA社の同僚7人全員に同社において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録があり、連絡先の判明した従業員6人に照会したところ、このうち二人は、申立人と同じ職種の仕上工であったとしている。

加えて、申立人及び同僚が供述した当時のA社の従業員数と同社に係る事業所別被保険者名簿の厚生年金保険被保険者数がほぼ一致するため、当時、同社において、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の前後に入社した同年齢の複数の

従業員の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年8月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和35年5月から同年7月までの期間及び36年1月から同年3月までの期間についても、申立人はA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた上記の同僚は、申立人のA社における入社日及び退職日までは記憶していないとしている。

さらに、申立人もA社における当該期間の勤務実態及び入社日や退職日について明確に記憶していない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録があり、連絡先が判明した従業員6人に照会したところ、回答があった6人全員が申立人を覚えていなかったことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年11月から4年9月までは53万円、同年10月から5年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年10月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与より低く記録されている。申立期間の標準報酬月額を実際の給与に見合うよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年11月10日より後の同年12月6日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、3年11月から4年9月までは53万円、同年10月から5年9月までは50万円と記録されていたものが、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の事業主は、「申立人は、社会保険関係の事務をすることは無かった。当社の本社営業所調理部長で調理人のトップとして、調理だけの仕事をしていた。」と回答しており、従業員の一人は、申立人は同社の調理部長であったとすることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から4年9月までは53万円、同年10月から5年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を平成7年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から同年11月1日まで

A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院には、麻酔科研修医として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保管する申立人の「人事記録(乙)」によると、申立人が、申立期間も同病院に継続して勤務していたことが認められる。

また、A病院の総務給与担当者は、人事記録から申立期間の勤務が確認できることから、一般的には申立人の給与から保険料控除があったことが推察できるとしている。さらに、同担当者は、申立人に係る資格喪失届を当時の担当者が誤って処理したのではないかと思われるとしている。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における平成7年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したかどうかについては不明としているが、A病院が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主が社会保険事務所に対して資格喪失日を平成7年10月1日として届け出たことが確認できることから、事業主が

同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成9年10月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成9年10月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から13年11月29日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給料よりも10万円低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年10月の標準報酬月額については、A社から提出された「平成9年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」から判断すると、申立人の主張する標準報酬月額44万円に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年11月から13年10月までの標準報酬月額については、A社が加入するB厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届及びC健康保険組合が保管する被保険者記録照会による申立人の当該期間に係る標準報

酬月額、オンライン記録と一致している。

また、A社の事業主から提出された申立人に係る平成9年分から13年分までの「給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、9年12月から13年10月までの期間に控除されている社会保険料から算定した厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録とほぼ一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成9年11月から13年10月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年9月28日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあつせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あつせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の申立期間④に係る標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月18日
② 平成15年6月27日
③ 平成16年4月8日
④ 平成17年12月12日

A法人における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。事後に記録の訂正は行われたが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会において決定したあつせん案の報告に基づき、平成22年9月28日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあつせんが行われている。

しかしながら、申立期間④について、当該あつせん後に、オンライン記録から、事業主により厚生年金保険法第81条の2に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出がされていることが判明した。

一方、申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされていることが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間④当時に当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されておら

ず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、正しい標準賞与額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、平成22年9月28日付けあっせんは、事実関係を誤認したものであり、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における賞与額から、5万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から同年10月19日まで
年金記録をチェックしたところ、A社C支店から同社D支店への転勤時に2か月間の記録が無いことが分かった。昭和25年4月1日に入社以来一貫して同社に勤務し、保険料も天引きされていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された（在籍）証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年10月19日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和34年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中退職した覚えは無いので、申立期間も厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中退職した覚えは無いので申立期間も厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、転勤による異動はあっても途中退職した覚えは無いので申立期間も厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の47万円とされているが、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る標準報酬月額は、53万円であったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から同年11月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。B社は、誤りに気づき事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は、年金額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月22日付けで、53万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（53万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（47万円）となっている。

一方、B社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届（平成14年11月提出）の写しによると、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た算定対象月は平成13年8月、同年9月及び同年10月、また、昇（降）給月は同年8月と認められるが、改定年月については同年10月と記載されているところ、本来の改定年月は同年11月となることから、社会保険事務所は、上記標準報酬月額変更届の記載内容を十分確認せず、標準報酬月額の改定年月を同年10月に決定したものと判断できる。

なお、申立期間の賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、53万円であるにもかかわらず、社会保険事務所は、上記標準報酬月額変更届の記載内容を十分確認せず標準報酬月額を決定したと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を昭和 55 年6月 1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及びA病院から提出のあった従業員名簿により、申立人が申立期間に同病院に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成6年11月から7年9月までは41万円、同年10月から8年1月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から8年2月27日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。申立期間の一部の賃金台帳を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成6年及び7年の賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年9月までは41万円、同年10月から8年1月までは38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年2月27日）の後の同年12月20日付けで、遡って17万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できるが、申立人の父である代表取締役及び同僚は、「申立人は同社では営業担当で勤務し、社会保険の届出事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年11月から7年9月までは41万円、同年10月から8年1月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成9年4月16日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年11月から9年3月までを50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年4月16日まで

A社B営業所に所長として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より低くなっている。平成9年3月頃、事業主から社会保険を脱退すると聞いたが、標準報酬月額を下げるとは言われていない。7年3月から9年12月までの給料支給明細書等（一部、無し）を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出のあった給料支給明細書等（以下「明細書」という。）、A社に係る商業登記簿謄本及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月31日）の後の同年4月16日付けで、同年3月31日と記録された上、申立人の標準報酬月額についても、当初、7年3月から9年2月まで44万円と記録されていたところ、同年4月16日付けで、9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

他方、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は上記適用事業所に該当しなくなった日以降においても法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断でき、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、上記商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間を含め、当該資格喪失処理日及び標準報酬月額減額訂正処理日において、A社の役員であることが確認できる。しかし、同社に勤務していた元役員及び上述の元従業員は、「申立人は、専ら営業所において勤務する役員であり、従業員と同様に配送の業務に従事することもあった。また、社会保険業務は事業主が行っていた。」と回答していることから、申立人は当該資格喪失処理及び標準報酬月額減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る被保険者資格喪失日を平成9年3月31日とする処理及び標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失処理及び標準報酬月額に係る記録訂正が有効なものとは認められないことから、申立人に係る資格喪失日を同年4月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

- 2 また、申立人は、A社における平成7年3月から9年3月までの明細書（平成8年3月、同年8月及び同年10月を除く。）を提出し、申立期間に係る標準報酬月額の相違についても申し立てている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間の標準報酬月額については、上記1の訂正により、44万円と認められる。

しかしながら、A社の元従業員から提出された明細書により、同社における保険料控除方法は当月控除であったことが確認できるところ、申立人の平成8年11月から9年3月までの明細書では、当該期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額は、いずれも標準報酬月額50万円に相当するが、当該期間以外の明細書における厚生年金保険料控除額及び報酬月額は、いずれも標準報酬月額44万円に相当していることが確認できる。

これらのことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の代表取締役から回答を得られず、確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA協会における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同協会には、昭和58年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA協会から提出された「部門別在籍数(58年3月31日現在)」から判断すると、申立人は、同協会において昭和58年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A協会の社会保険担当者は、「申立人の退職日が末日であったことから、3月の厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」と供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会における昭和58年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和58年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当

した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社本社から提出された申立人に係る人事関係書類から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和30年4月1日にA社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和30年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和30年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 12 日から同年 5 月 21 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 3 年 12 月 31 日）より後の平成 4 年 2 月 20 日付けで、申立人を含む 19 名の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、申立期間の標準報酬月額について、19 万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成13年3月26日、資格喪失日が同年11月1日とされ、当該期間のうち同年10月1日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人の同社における資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、当該記録を取り消し、申立人の厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社は、人事記録から勤務していたことが確認できるとして、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB厚生年金基金の加入記録並びにA社の子会社であるC社から提出された社員カード記録表により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人は、平成13年10月1日にA社において被保険者資格を喪失し、同年11月1日にC社において被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無かった。

しかし、A社は、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年4月14日付けで、訂正の届出を行ったことから、申立人の同社における資格喪失日が13年11月1日に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間と記録されている。

このことについて、A社は、人事記録における申立期間の異動日が平成13年11月1日と記録されていたことを基に、年金事務所に訂正の届出を行ったとしている。

他方、B厚生年金基金の記録によると、申立人の同社における資格喪失日及びC社の資格取得日は、平成13年11月1日と記録されている。

また、B厚生年金基金では、「A社は、現在も年金事務所及び厚生年金基金への資格取得及び資格喪失の届出用紙は複写式であることから、申立期間当時も複写式であったと考えられる。」と供述しているところ、A社も、「申立期間当時も現在も、年金事務所及び厚生年金基金への届出用紙は複写式である。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成13年11月1日に、A社において被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記厚生年金基金の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年3月21日、資格喪失日が19年8月21日とされ、当該期間のうち14年3月21日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年3月21日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月21日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された異動辞令の写し及び平成14年4月分給料一覧表により、申立人が同社の関連会社であるB社及びA社に継続して勤務し（平成14年3月21日にB社からA社に転籍異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料一覧表において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出誤りを認めて訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社から同社のグループ会社であるA社に名称変更はあったが、申立期間中、同社には継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元従業員から提出のあった給与明細書及び同社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和63年11月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年12月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主から回答が得られず、不明であり、また、当時の監査役は「当時の資料が残っておらず、不明である。」旨供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成20年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月29日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成19年10月25日から20年2月29日まで継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書、B社から提出のあった勤務表及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成20年2月29日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の給与明細書において確認できる平成20年2月の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成2年2月及び同年3月は28万円、同年4月から同年7月までは32万円、同年8月から3年8月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から3年9月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、宅地建物取引担当として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年1月16日より後の同年3月2日付けで、2年2月及び同年3月は28万円が8万円に、同年4月から同年7月までは32万円が8万円に、同年8月及び同年9月は41万円が8万円に、また、4年3月4日付けで2年10月から3年8月までは41万円が8万円に、それぞれ遡って訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の元代表者は、「バブル経済崩壊後、平成3年から4年にかけて当社は経営状況が厳しく厚生年金保険料の滞納があり、従業員の標準報酬月額を減額して滞納保険料に充てることとした。」旨供述している上、同社の元代表者及び複数の元従業員は、「申立人は、宅地建物取引担当として厚生年金保険関係事務には無関係な立場であった。」旨供述していることから、申立人が標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け

出たとおり、平成2年2月及び同年3月は28万円、同年4月から同年7月までは32万円、同年8月から3年8月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年10月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年7月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年頃から24年6月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたマイクロフィルム化されている健康保険組合の受付印のある健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、申立人の資格取得日が昭和22年10月16日と記載されており、また、厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人の資格喪失日が23年7月16日と記載されていることが確認できる。

また、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている申立人を含む8名のうち、申立人ほか1名を除く、申立人の前後6名については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録があり、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の内容と一致していることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者番号が欠落していることについて、社会保険事務所は、その理由について不明とするなど、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年10月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年7月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載されている標準報酬月額の記録か

ら、600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年10月15日以前の期間及び23年7月16日から24年6月までの期間について、申立人の記憶は曖昧であり、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらず、これまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成11年11月から15年2月までは41万円、同年3月から同年8月までは53万円、同年9月から17年7月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立人は申立期間のうち、平成15年12月25日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、平成11年11月から17年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月1日から17年8月20日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く、また、標準賞与額の記録が無い。申立期間の保険料控除額が確認できる給与明細書等を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間のうち、平成11年11月から17年7月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成11年11月、同年12月、12年3月から13年1月まで、同年4月から15年10月まで及び同年12月から16年3月までの標準報酬月額については、申立

人の保管する給与明細書において確認できる保険料控除額から、11年11月、同年12月、12年3月から13年1月まで及び同年4月から15年2月までは41万円、同年3月から同年8月までは53万円、同年9月、同年10月及び同年12月から16年3月までは41万円に訂正することが妥当である。

また、平成12年1月、同年2月、13年2月、同年3月、15年11月及び16年4月から17年7月までの標準報酬月額については、申立人は給与明細書を保管していないが、申立人の保管する11年、12年、13年、15年及び16年分の源泉徴収票、A社から提出のあった13年、14年及び15年分の年末調整一覧表、16年及び17年分の源泉徴収簿等において確認できる社会保険料控除額から推認できる各月の給与支給額及び厚生年金保険料控除額より、41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間（平成10年9月から11年10月までの期間は除く。）に係る標準報酬月額について届出誤りを認めていることから、給与明細書等において確認又は推認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち平成15年12月25日については、上記給与明細書から、申立人は15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年9月から11年10月までの期間に係る標準報酬月額については、オンラインに記録されている申立人の標準報酬月額が、上記給与明細書、源泉徴収票、源泉徴収簿及び年末調整一覧表により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致又は高額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和43年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月21日から同年8月26日まで
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和43年8月26日となっている。同社には、同年4月21日に入社しており、厚生年金基金の記録とオンライン記録で資格取得日が相違するのは納得いかないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する厚生年金基金加入員証、B健康保険組合の加入記録及びB厚生年金基金資格記録証明書から、A社における申立人の資格取得日は、昭和43年4月21日となっていることが確認でき、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していることが確認できる。

また、事業主は、「被保険者資格の得喪に係る届出は健康保険組合に提出していた。」と供述しているところ、上記健康保険組合は、「複写様式の資格の取得に係る届出書を事業主から6通受理し、社会保険事務所及び厚生年金基金へ正副2通を送付していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が同社において昭和43年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記B厚生年金基金資格記録証明書の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、昭和45年12月及び46年1月を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 17 日から 48 年 1 月 1 日まで
A銀行（現在は、B銀行）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。
給与支給票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、昭和 45 年 12 月及び 46 年 1 月の標準報酬月額については、給与支給票において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、10 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支給票において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び

周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和45年10月、同年11月及び46年2月から47年12月までの期間については、オンラインで記録されている標準報酬月額が上記給与支給票において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と一致又は上回っているため、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を昭和59年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月21日から同年10月1日まで

A法人に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同法人の退職日は昭和59年9月30日なので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB法人（昭和59年10月1日入社）作成の「昭和59年分給与所得の源泉徴収票」及び同法人が保管する申立人作成の「履歴書（昭和59年8月20日現在）」にある記載内容から判断すると、申立人は、A法人に昭和59年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「昭和59年分給与所得の源泉徴収票」及び申立人のA法人における昭和59年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管する、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和59年9月21日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から51年9月まで
私は、昭和53年11月頃に、今なら20歳からの国民年金保険料を納付できると妻から聞き、申立期間の保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和53年11月頃に申立期間の保険料を遡って一括で納付したと説明しているが、申立人が特例納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を当時実施されていた第3回特例納付により納付した場合の金額に大きく不足すること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、53年11月に払い出され、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった51年10月分まで遡って保険料を納付していることが確認でき、当該過年度納付により申立人は、60歳到達時まで保険料を納付すれば、国民年金の受給資格期間（300か月）を満たすことができ、特例納付をしなければならぬ状況にはなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 51 年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年4月から 51 年8月まで

私の夫が勤務していた会社は、国民年金制度が発足した昭和 36 年4月に私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が勤務していた会社が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる当該会社は、社員の配偶者の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたことはないと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 51 年9月に任意加入により払い出されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の夫が勤務していた会社が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月、同年 5 月及び 37 年 1 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足時に、区役所からお知らせが来た際に母に勧められて国民年金に加入した。結婚前は自身で国民年金保険料を納付し、結婚後は夫が夫婦二人分の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻前に母親と同時期に国民年金に加入して、保険料を納付していたと説明しているが、申立人及びその母親の国民年金手帳の記号番号は申立人の婚姻（昭和 37 年 5 月）後の昭和 38 年 6 月 29 日に払い出されていること、また、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立期間のうち婚姻前の期間の保険料について、申立人は遡って納付したことはなく、申立期間のうち婚姻後の期間の保険料についても、保険料を納付していたとする夫から遡って納付したとは聞いていないと説明していることなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年9月まで

私は、会社を退職した昭和47年1月に国民年金の加入手続きをし、ずっと国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、年金手帳を受け取った時期及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和53年11月に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった51年10月分まで遡って保険料を納付していることが確認できる。その前の申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付により納付する以外にないが、申立人は、特例納付という言葉聞いたことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年9月まで

私は、平成9年2月に市役所で二つの年金番号を一つにまとめてもらい、その時点で、申立期間は国民年金保険料の納付済期間として記録が追加され、年金加入期間が全てつながったものと思っていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関して記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和51年10月16日に国民年金に任意加入しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該加入手続直後の同年11月30日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認できるほか、特殊台帳には、被保険者資格取得日として上記任意加入手続日と同日の日付が記載され、51年9月の納付記録欄には「本月迄無資格」と記録されていることが確認でき、当該加入手続時点では申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が所持する平成9年2月に年金番号を統合してもらった際に市役所で受け取ったとする年金記録の照会票及びその際に被保険者資格の得喪記録欄の訂正が行われたと考えられる国民年金手帳に、誤って申立期間が強制加入被保険者期間とされている記載が認められるが、当該照会票の納付記録欄には申立期間に係る納付済月数の記載は無く、上記時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から50年3月まで
私の妻は、婚姻直後の昭和43年9月か10月ごろ、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、同年10月以降、郵便局で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、申立期間に係る保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人が当時居住していた区では申立期間当初は印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、妻は印紙により保険料を納付した記憶が無い上、昭和47年12月以降は申立人と一緒に保険料を納付していたと説明するものの、申立期間のうち、厚生年金保険加入期間を除く期間の保険料は未納である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年3月に夫婦2番違いで払い出されていることが確認できるが、妻は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から57年3月まで
私は、会社退職後の昭和47年7月に区役所出張所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。また、49年6月の婚姻後は夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたと説明する申立期間の保険料月額は、当時の保険料月額と大きく相違する上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年5月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、昭和55年4月まで遡って保険料を過年度納付することは可能であったものの、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無く、申立期間のうち婚姻後の期間は申立人の夫も未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出された記録は無いなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から54年3月まで
私は、会社を退職した昭和45年6月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人が当時居住していた市では申立期間当初は印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人は印紙により保険料を納付した記憶が無いと説明している上、申立人が申立期間当初に交付を受けたとするオレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月以降に全国的に発行されたものであり、当時の手帳の様式と相違する。

また、上記の市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は申立期間直後の昭和54年4月7日に任意加入していることが確認できるため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成 4 年 12 月まで
私は、国民年金に未加入であることが気になっていたが、金銭的に余裕のできた 28 歳の平成 4 年に A 区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、同区役所の窓口で 4 年間遡って国民年金保険料を納付できると聞き、その場で 4 年分の保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 区役所の窓口で 4 年間遡って国民年金保険料を納付できると聞き、その場で 4 年分の保険料を遡ってまとめて納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人が加入手続を行ったとする平成 4 年は特例納付の実施期間には該当せず、制度上、4 年分の保険料をまとめて遡って納付することはできない上、過年度納付などの遡っての保険料の収納業務は、申立期間当時、A 区役所の窓口では取り扱っていない。

さらに、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成 3 年 11 月頃に払い出されているものと推認でき、当該払出しの時点においては、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から平成元年 9 月までの期間の保険料は、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は保険料の納付方法及び保険料額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から39年3月まで
私は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳の記録によれば、申立期間を含む昭和38年4月から39年3月の間の納付記録欄には、「時効消滅」の押印があり、2年の時効期限内に国民年金保険料を過年度納付することができなかつたものと認められる。

また、同台帳の備考欄には、「38.4~38.6(附13条)45.9.30」の記述があり、申立期間直前の38年4月から同年6月までの期間の保険料が45年9月30日に第1回特例納付により納付されていることが確認できるものの、同様に納付が可能であった申立期間の保険料が納付された記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は「申立期間当時の記憶が明確ではない。」と述べているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 46 年*月頃に、父に勧められて国民年金に加入し、自宅に届いた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 46 年*月頃に、父に勧められて国民年金に加入し、自宅に届いた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が所持する国民年金の手帳記号番号は、52 年 1 月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を受領した記憶が無く、申立期間以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の大部分の保険料は、当該払出時点においては、時効により納付することができない上、申立人は、「遡って保険料を納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間当時の保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月まで
私の妻は、私がA社を退職した翌月の昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月に会社を立ち上げるまでの期間の私の国民年金保険料を妻自身の保険料と一緒に毎月区役所で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月に厚生年金保険の記号番号が当該番号として付番されていることが確認できるものの、申立人及びその妻は申立人の国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立期間当時に申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人と自身の保険料と一緒に毎月納付していたとする妻は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料を 59 年 12 月に過年度納付していることが確認できるなど、申立人の妻は申立期間に係る保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9873 (事案 7040 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 60 年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、同委員会から国民年金の加入手続の状況、保険料の納付時期等の記憶が曖昧であるなどの理由から、記録訂正できない旨の回答をもらった。しかし、申立期間の保険料を納付していたことは間違いないので再度調査して、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i) 申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻及び申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付時期等の記憶が曖昧であること、ii) 申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 63 年 2 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどにより、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様の申立てを行っているが、今回の申立てに当たり新たな資料として前回の申立てにおいて「処分した。」と述べていた申立人の年金手帳を一冊提出している。しかし、同手帳に記載された住所及び役所のゴム印から、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出されたのは、申立人が A 市に転居した昭和 62 年 8 月以降であることが確認でき、また、オンライン記録によれば、当該手帳記号番号の払出し前の 61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料の納付記録は、手帳記号番号の払出し後に過年度納付されたものであると推認できる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないこと

から、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続は私が勤務していた会社が行い、私の申立期間の国民年金保険料も会社が納付していた。申立期間に同じ会社で働き、A区で同居していた私の兄の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金の加入手続は会社が行い、私の申立期間の国民年金保険料も会社が納付していた。申立期間に同じ会社で働き、A区で同居していた私の兄の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人には2つの手帳記号番号が払い出されており、最初の手帳記号番号は昭和43年5月に払い出されているものの、「欠番（厚年加入者）」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間として処理され国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。さらに、A区において納付書による国民年金保険料の納付が開始されたのは昭和45年4月からであり、それ以前は印紙検認方式がとられていたが、申立人が所持している最初に払い出された国民年金手帳の43年度及び44年度のページには印紙検認印が押されていない。

また、申立人の2つ目の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和50年4月頃に払い出されており、当該払出しの時点では申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

加えて、申立人が勤務していた会社が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

なお、申立人が勤務していた会社の社長は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が勤務していた会社が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 51 年 9 月まで

私は、昭和 53 年 9 月頃に、遡って国民年金保険料を納付できることを知り、A区役所のB出張所で母と一緒に国民年金の加入手続を行い、私は大学卒業後の 47 年 4 月まで遡って、母は 36 年 4 月まで遡ってそれぞれの保険料を同出張所か郵便局で納付した。母のそれまでの保険料の未納分が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 9 月頃に、A区役所のB出張所で母と一緒に国民年金の加入手続を行い、自分は大学卒業後の 47 年 4 月まで遡って、母は 36 年 4 月まで遡ってそれぞれの国民年金保険料を同出張所か郵便局で納付した。」と主張しており、申立人及びその母の国民年金の手帳記号番号が昭和 53 年 10 月に連番で払い出されていること、また、当該手帳記号番号の払出し時点は第3回特例納付の実施期間であったことから、当該払出しの時点において遡って保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人が主張する区の出張所では特例納付の保険料の収納業務は行っていない上、郵便局で納付したとしても、郵便局及び社会保険事務所（当時）の双方において、一緒に保険料を納付したとする母の保険料だけが納付済みとされ、もう一方の申立人の保険料の納付記録が抜け落ちるといった事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

さらに、第3回特例納付は、無年金者の救済対策として国民年金の受給資格の無い者の受給資格要件を満たすことを主目的に実施されたものであり、申立人は当該払出時点においては特例納付を行わなくとも、将来、受給資格を得ることは可能であった。なお、申立人の母は、国民年金の手帳記号番号の払出時点で特例納付を行わないと受給資格要件を満たすことができなかつたため、特例納付を行ったものと考えられる。

加えて、申立人及びその母が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、遡って納付したとする保険料の具体的な納付時期、納付回数等保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人及びその母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から38年4月まで

私は、短大を卒業した昭和36年に区役所で国民年金の加入手続を行い、婚姻するまでの4年間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期、申立期間の保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は短大を卒業した昭和36年に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は38年3月から同年11月までの期間に払い出されており、同年3月の払出時点では申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であるものの、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年11月に払い出されているが、申立人は母親から保険料を遡って納付したとは聞いていないとしており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、母親が保険料を納付していたとする兄も20歳当初の期間の保険料は未納であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年2月まで
私は、平成9年4月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、再就職するまでの期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額に関する記憶が曖昧であるほか、保険料をコンビニエンスストア窓口等で納付したと説明しているが、当該窓口での保険料の収納は平成16年2月から開始されており、申立期間当時は保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間当時に国民年金に加入した記録は無く、申立期間は国民年金に加入していない期間であり、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時に居住していた区から国民年金の加入勧奨の連絡を受け、平成9年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、当該区では、申立期間当時は厚生年金保険の離職者に対する国民年金の加入勧奨は行っていないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成元年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立人の国民年金の加入時期及び遡って納付したとする保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年5月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 11 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月から 55 年 3 月まで
私は、自身で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付金額等に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 57 年 5 月 7 日に払い出され、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は当該払出時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の 55 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の保険料を 57 年 6 月 29 日に過年度納付していることが、申立人が所持する領収証書で確認できること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 11 月から 47 年 4 月までの期間及び 48 年 2 月から 55 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月から 47 年 4 月まで
② 昭和 48 年 2 月から 55 年 9 月まで

私の母は、申立期間①については私が 20 歳の時、当時学生であったにもかかわらず国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②については、私が会社を退職後、母が国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和 55 年 10 月 29 日に国民年金に任意加入していることが申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間となり、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、転職した昭和 52 年 1 月頃、国民年金保険料の督促状が届いたので、区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。その後は定期的に保険料を納付しており、婚姻後は妻が納付してくれたこともあった。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額、納付場所及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、婚姻後は申立人の妻が保険料を納付してくれたこともあったと説明するが、妻は、納付額、納付方法及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続きを行う前に保険料の督促状が送付されたと説明するが、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号の払出しがない時期に納付書及び督促状が発行されることはない上、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時に年金手帳を交付された記憶が曖昧であり、当時、申立人に対して、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月から62年3月まで
私の父は、私が成人したとき、私の国民年金の加入手続を行い、20歳から昭和62年4月に就職する直前までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、基礎年金番号として平成9年1月に付番された共済組合の記号番号が記載されている年金手帳を所持しているが、当該手帳以外の手帳を所持したことは無いと説明しているなど、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から50年3月まで
私が結婚した昭和39年6月頃に、義父が私の国民年金の加入手続きを行い、遡って国民年金保険料を納付してくれ、その後の保険料も納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、婚姻後間もなく、義父が国民年金の加入手続きを行い、2年間の保険料を遡って納付してくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和52年2月頃に払い出され、申立人は50年4月まで遡って保険料を納付していることが確認でき、当該払出時点では申立期間の大部分の期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、38年11月に義兄と婚姻し、申立人と同じく義父が保険料を納付してくれていたとする義姉の手帳記号番号は、50年2月頃に払い出されており、義姉は、申立期間のうち婚姻前の第2回特例納付済期間後の38年1月から48年3月までの期間の自身の保険料は未納であることなど、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの期間、49 年 1 月及び同年 2 月並びに同年 5 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料、平成 4 年 3 月及び 7 年 3 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 49 年 1 月及び同年 2 月
③ 昭和 49 年 5 月から同年 12 月まで
④ 平成 4 年 3 月
⑤ 平成 7 年 3 月

私は、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。途中から付加保険料も一緒に納付していた。申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 50 年 12 月に申立人の妻と連番で払い出され、同年 4 月以降の保険料（同年 12 月以降は付加保険料を含む。）が納付されており、同年 3 月以前は妻も未納であること、オンライン記録から、申立期間①及び②に係る資格取得日及び資格喪失日は平成 20 年 4 月 28 日に記録追加され、申立期間③に係る資格取得日も同日に昭和 49 年 6 月 16 日から同年 5 月 18 日に記録訂正されたことが確認でき、当該記録追加、訂正時点まで、申立期間①、②、及び③のうちの 49 年 5 月は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料を遡って納付したとは主張していないこと、オンライン記録から、申立期間④の定額保険料は平成 4 年 12 月 24 日に、申立期間⑤の保険料は 7 年 6 月 28 日にそれぞれ過年度納付されたことが確認でき、当該納付時点で当

該期間の付加保険料は、制度上、遡って納付することができないこと、当該期間の付加保険料は妻も未納であることなど、申立人が申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで
私は、昭和59年3月に会社を辞めた後、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和59年3月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が現在所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号は62年1月以降に払い出されている。

また、当該手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間の記載が無く、申立期間直後の資格取得日が記載されていること、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和59年4月時点で、当該被保険者期間が20年以上となり、厚生年金保険の老齢給付の受給資格期間を満たしたため、当時の国民年金法の規定により、それ以降の期間は国民年金の任意加入適用期間となるが、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である（昭和60年の法改正により、61年4月以降は当該老齢給付の受給資格者についても、60歳到達までの期間は強制加入適用期間となっている）ことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9902

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から54年3月まで
私は、20歳から国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和54年3月に払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第3回特例納付及び過年度納付により納付する以外にないが、申立人は、申立期間の保険料を特例納付等により納付したとは主張していないこと、申立人は、現在所持する年金手帳のほかにも手帳を所持したことは無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年12月までの期間、44年1月から46年1月までの期間、48年7月から同年9月までの期間、49年1月から52年6月までの期間及び60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年12月まで
② 昭和44年1月から46年1月まで
③ 昭和48年7月から同年9月まで
④ 昭和49年1月から52年6月まで
⑤ 昭和60年3月

私は、時期は定かではないが、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間①及び②が国民年金に未加入で、申立期間の保険料が全て未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間①当時の国民年金の加入手続及びそれぞれの申立期間に係る保険料の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①及び②については、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間④及び⑤については、昭和49年9月に婚姻した夫も、申立期間④の婚姻後の大半の期間及び申立期間⑤に係る保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間①当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 60 年 2 月までの期間及び 60 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月から 60 年 2 月まで
② 昭和 60 年 5 月

私は、昭和 58 年 3 月に会社を退職した後、専門学校に通うこととなり、母親に同行してもらって区役所に出向き、国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料をまとめて納付した。その後の保険料も全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期、納付月数、納付頻度及び納付額等並びに申立期間②に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である上、加入手続に同行したとする申立人の母親から当時の状況を聴取することが困難であるため、当時の加入手続及び納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 10 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①及び②は、時効により、保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録によると、平成 19 年 10 月に、申立期間前後の厚生年金保険の加入記録が統合されたことにより、申立期間①及び②に係る資格取得日及び資格喪失日が記録整備され、未納期間とされているなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年2月まで

私は、昭和36年頃、自宅に来た区役所の職員から国民年金保険料納付は国民の義務だと言われたので国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付方法を口座振替に変更するまで、毎月集金人に保険料を納付し、検認印を押してもらっていた。また、区役所から未納期間があるとの連絡が来た際は、郵便局で未納分の保険料5、6万円を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、一括納付した保険料の納付額、納付期間、納付場所及び納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の受給資格期間は23年（276か月）であったが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年2月の時点では納付可能月数は241か月であったため、受給資格を得られない状況であった。このため、特殊台帳によると、申立人は、40年3月から44年9月までの55か月分の保険料を一括納付していることが確認でき、当該納付を行うことにより、納付可能月数が24年（288か月）となって受給資格を得ていること、上記の納付を行った時点で、40年3月から44年9月までの55か月分の保険料は未納であったと考えられること、申立人は遡って納付した回数について1回と説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 2 年 3 月まで
私は、働きながら大学に通っていたが、卒業後の就職先が決まったので、それまで働いていた厚生年金保険適用事業所を退職した。申立期間直後に再就職し、その後に申立期間の国民年金保険料に係る納付書が送付されてきたので、まとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続を行った記憶が無いと説明している上、申立人がまとめて納付したと説明する納付額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額と相違している上、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9911 (事案 1519 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年2月までの期間及び3年4月から5年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月から3年2月まで
② 平成3年4月から5年12月まで

私は、会社を退職するたびに国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は金融機関の窓口で納付してきた。再申立てに当たり、申立期間当時の口座取引推移一覧表を金融機関から入手した。当該口座への入金日と同じ日付で保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立期間①及び②(当初の申立ての申立期間②及び③)については、国民年金手帳の記号番号が再度払い出された平成8年6月時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間については、当時居住していた市で国民年金の加入手続をし、勤務先近くの金融機関等で間違いなく納付していたとしており、新たな参考資料として申立期間当時の自身の口座の取引推移一覧表を提出し、当該口座の入金日と同じ日付で国民年金保険料を納付書で納付しているはずであると主張しているが、当該資料をもって保険料を納付したことを証するものとは判断できず、昭和62年1月に払い出されている申立人の国民年金手帳の記号番号は、同年4月の厚生年金保険加入により喪失された後に再加入手続がされておらず、申立期間は当時、未加入期間であったこ

と、申立人が主張する入金日に保険料の納付の記録がある別の手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらないことなど、当初の決定を変更すべきことを検討するような新たな資料とは認められず、申立人の希望により実施された口頭意見陳述においても、国民年金の再加入手続及び保険料の納付について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな具体的な説明は得られず、その他に新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から47年9月まで

私は、会社を退職後に、家事手伝いをしていたので、兄又は母が、私の国民年金の加入手続を行った。私の国民年金保険料は実家に居住していたときは兄が、母と一緒に転居してからは母が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする兄及び母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年5月以降に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の兄及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 51 年 9 月まで
私の母は、私が 22 歳の昭和 49 年頃に、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を 20 歳の時点まで遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 53 年 11 月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 11 月頃の時期は、第 3 回特例納付の実施期間であるが、申立人に特例納付の記憶はない上、オンライン記録によると、当該払出時点で納付可能であった 2 年分の国民年金保険料のみが遡って納付されている。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料を納付していたとする母は既に死亡しており、当時の申立人の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から同年 11 月まで

私は、会社を辞めた翌月の平成 10 年 5 月に区役所で、妻と一緒に国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、妻の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を行った。申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、妻が定期的に郵便局で納付したが、私の妻の保険料だけが納付済みとなっている。私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞めた翌月の平成 10 年 5 月に区役所で、妻と一緒に国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、妻の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を行った。国民年金保険料は、妻が郵便局で納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の妻の申立期間に係る第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続は、オンライン記録によれば、会社を辞めた翌年の平成 11 年 2 月に、申立人が別の会社に入社したことによる妻の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続と併せて行われていることから、申立人が会社を辞めた翌月の 10 年 5 月に、妻と一緒に国民年金加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る妻の保険料は、平成 11 年 4 月に一括で納付されたものと確認できることから、妻の保険料と一緒に定期的に納付したとする申立人の主張とも相違する。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 12 月に結婚後、故郷である A 市に初めて帰郷したときに、父から、「これからは自分で国民年金保険料を納付するように。」と言われ、私の国民年金手帳を受け取った。受け取った国民年金手帳には、資格取得日が昭和 38 年 7 月 5 日と記載されているので、私の父は、申立期間の保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A 市の手帳記号番号払出簿によれば、申立期間後の昭和 40 年 10 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父から、別の国民年金手帳を受け取った記憶が無いことなどから、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた A 市の国民年金保険料記録カードによると、申立期間の検認記録欄には、「時効」と記録されている上、申立人の手帳記号番号と 11 番違いで払い出されている申立人の兄の申立期間の保険料は、申立人の兄に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人の兄が婚姻した後の昭和 47 年 6 月 15 日に、第 1 回特例納付により納付されていることが確認できることから申立期間当時においては、申立人及びその兄の申立期間に係る保険料は納付されておらず、申立人は、「自分の申立期間について、昭和 43 年 12 月の婚姻後に実施されていた特例納付による納付は行っていない。」と述べている。なお、申立人は申立人の父が申立期間の保険料を納付していた根拠として、所持している年金手帳に資格取得日が昭和 38 年 7 月 5 日と記載されていることを挙げているが、資格取得日は保険料の納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手

続を行い保険料を納付していたとする申立人の父は、既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 57 年 11 月まで

私は、大学卒業後、就職をせずにアルバイトをしていたので、私の母と相談し、私がA区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、私又は母が申立期間の私の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、第3号被保険者資格の取得を行った昭和 61 年 4 月頃に払い出されたものと推認される。また、申立人は、「昭和 54 年に国民年金の加入手続を行った際は、手帳を渡されなかった。」と述べているなど、現在所持している年金手帳以外に手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該払出時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人又はその母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立期間当時、A区においては、納付書による納付方法であったが、申立人は、「自宅に納付書が届いたことは、一度もない。」と述べている上、一緒に国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母は既に死亡しているため、申立人の申立期間の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人又はその母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年10月から41年3月まで
③ 昭和41年7月から49年6月まで
④ 昭和62年4月から平成4年1月まで

私の妻は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の手帳記号番号払出簿によれば、国民年金保険料の納付開始前の昭和35年11月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金保険料の納付状況は、オンライン記録によれば、保険料の徴収が開始された昭和36年4月から60歳に到達する前月の平成4年*月までの期間について、一部の納付期間を除き、大部分の期間が未納となっていることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録とも一致していることが確認できる。

また、申立人の申立期間は、長期かつ多数回にわたっているが、それぞれの時期においてどのように保険料を納付してきたかについて、申立人は、「妻が保険料を納付してきた。」と述べるのみで具体的な説明が無く、申立人の申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見受けられない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年5月から40年3月まで
③ 昭和40年10月から41年3月まで
④ 昭和41年7月から46年3月まで
⑤ 昭和46年7月から49年6月まで
⑥ 昭和62年4月から平成4年2月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の手帳記号番号払出簿によれば、国民年金保険料の納付開始前の昭和35年11月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金保険料の納付状況は、オンライン記録によれば、保険料の徴収が開始された昭和36年4月から60歳に到達する前月の平成4年*月までの期間について、一部の納付期間を除き、大部分の期間が未納となっていることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録とも一致していることが確認できる。

また、申立人の申立期間は、長期かつ多数回にわたっているが、それぞれの時期においてどのように保険料を納付してきたかについて、申立人の具体的な説明が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 6 月 1 日まで
② 昭和 20 年 6 月 1 日から同年 8 月 16 日まで

老齢年金の裁定請求をしたときに、申立期間①及び②について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給日や支給金額に加えて、支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間①及び②に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当時の受給要件の一つである厚生年金保険の資格喪失日から 1 年間の支給待機期間を経て約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月7日から同年9月21日まで
② 昭和31年10月1日から36年7月1日まで

平成10年頃に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金の制度を知らず、退職したときに受給したのであれば忘れるはずが無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年7月1日以前3年以内に資格喪失した者10名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者のうち1名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 10 日から同年 8 月 26 日まで
② 昭和 46 年 9 月 1 日から 48 年 3 月 23 日まで
③ 昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 8 月 31 日まで
④ 昭和 49 年 9 月 9 日から 50 年 10 月 4 日まで

年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①から④までに係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 4 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間④後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から45年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社で厚生年金保険に加入し、会社は保険料を半額負担していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認でき、同社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年7月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の経理担当者の連絡先は不明であるため、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、さらに、申立期間に同社に勤務していた従業員から、当該期間に厚生年金保険料が控除されていたとする供述及び資料は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成元年 10 月 1 日から 2 年 1 月 1 日まで
③ 平成 2 年 2 月 21 日から同年 12 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。各事業所に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元代表取締役は、「当社は既に解散し、当時の書類は保存されていない。また、申立人について覚えていない。」と供述しており、元従業員からも申立期間①の勤務実態について供述が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することはできない。

また、上記の元代表取締役は、「申立人が供述している職務は特殊技能が必要であり、3か月間の見習期間を定めていた。技術を習得した後、正社員として登用し、厚生年金保険の被保険者資格を付与していた。社会保険関係の実務責任者は代表取締役である。」と供述していることから、A社における従業員の厚生年金保険に加入する時期について、職種に応じて異なった取扱いが行われていたことがうかがえる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社に勤務していた元取締役の供述から判断すると、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年1月1日であり、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、上記元取締役、申立人が記憶している同僚及び従業員は、「申立期間②に厚生年金保険に加入することは無い。」と供述していることから、申立期間②に厚

生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

- 3 申立期間③について、B社の元代表取締役から回答が得られず、同社元取締役及び従業員からも申立人の申立期間③における勤務実態について供述が得られないことから、申立期間③の勤務実態を確認することはできない。

また、Bの担当者は、「元代表取締役の指示により平成2年2月21日付けで申立人の退職関連事務処理を行った。」旨供述しており、さらに、同社が加入していたC組合D支部は、申立期間③において、申立人がB社に勤務していたことを確認することはできないと回答している。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び平成2年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成2年6月30日まで継続してA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、現在のA社の代表者の供述及び申立人の後任者に係る平成2年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、同社の申立期間当時における厚生年金保険料の控除は翌月控除であったことが推認できるところ、上記申立人に係る平成2年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月26日から同年7月1日まで
② 平成8年2月21日から同年3月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうちの申立期間①及びC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録によると、A社における離職日が平成5年6月25日、企業年金連合会から提出された中脱記録照会（回答）によると、資格喪失日が同年6月26日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、A社の当時の総務担当者は、退社する社員全員に、退社月の給与から、退社月分を含め2か月分の厚生年金保険料を控除してよいかどうかを確認してから資格喪失の手続を行っており、申立人については、本人から2か月分の控除をしないでほしいとの要望があったことから、当月中の被保険者資格喪失として、申立期間①に係る保険料は控除していないと供述している。

さらに、申立人を記憶するB社の人事担当者は、当時の資料は無いが、雇用保険の離職日及び厚生年金保険の資格喪失日について異なる手続をすることは無いと供述している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、C社における離職日が平成8年2月20日とされ、厚生年金保険被保険者の喪失日と符合していることが確認でき、また、オンライン記録によると、資格喪失日の翌日（平成8年2月22日）に申立人の健康保険証が回収済みとなっている記録が確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、C社における離職日の翌日である平成8年2月21日にE社において資格を取得していることが確認できるところ、同社から提出された申立人の社員登録カードから、申立人が同年2月に同社に入社したことが確認でき、また、同社人事総務担当者は、厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社月の翌月1日と供述しており、オンライン記録の資格取得日（平成8年3月1日）と符合するものとなっている。

なお、D社の事業主は、申立人に係る届出や保険料控除及び納付について全て不明であると回答しており、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認をすることができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から57年8月1日まで
② 昭和62年10月1日から63年7月1日まで
③ 平成14年10月1日から15年9月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうちの申立期間①及び②の標準報酬月額並びにC社(現在は、D社)に勤務していた期間のうちの申立期間③の標準報酬月額が実際に給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。各申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は34万円ではなく、41万円であると主張している。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書と健康保険被扶養者調書(異動届)被扶養者資格確認(認定)通知書の写しによると、申立人の標準報酬月額は、34万円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、B社の人事部担当者は、上記のほかに資料は無く、当時の担当者も死亡しているため、詳細については確認できないと供述している。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は36万円ではなく、47万円であると主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立人の当該期間の標準報酬月額は、昭和62年10月の定時決定において36万円とされていることが確認でき、遡って標準報酬月額が訂正されているなどの不自然な記録は見当たらない。

また、B社の人事部担当者は、当時の資料は保管されておらず、経理担当者は死亡しているため、当該期間における申立人の標準報酬月額について確認はできないとしなが

らも、当該期間の標準報酬月額が下がったことについて、当時の事業所の稼働低下や申立人の残業時間の減少によるものではないかと供述している。

さらに、A社に係るオンライン記録によると、従業員 15 名についても、昭和 62 年 10 月の定時決定により、標準報酬月額が下がっていることが確認でき、そのうちの 1 名は、当時仕事の量が減少していたと供述している。

申立期間③について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は 22 万円ではなく、47 万円であると主張している。

しかしながら、D社から提出された申立人の人事記録等によると、当該期間において、日給 1 万 310 円の技能嘱託員であったことが確認でき、また、同社の担当者は、申立人の 1 か月の出勤日は 15 日から 20 日であり、交通費その他の手当を入れても最多で月額 25 万円であり、申立人が主張する 47 万円になるようなことは考えにくいと供述している。

また、C社に係るオンライン記録において、遡って申立人の標準報酬月額が訂正されているなどの不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月から30年10月1日まで
父が経営するA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同僚は自分より後の入社であるが、厚生年金保険は自分より先に加入している。申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人の弟の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主であった申立人の父及び事務担当者が死亡していることから、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年3月1日であり、申立期間のうち22年1月から23年2月29日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A社が適用事業所となった昭和23年3月1日に被保険者資格を取得している従業員は、死亡及び所在不明により連絡が取れないため、同社が適用事業所となる前の期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。また、申立人が被保険者となった30年10月1日以前に同社において被保険者資格を取得した4名の従業員に照会したが、いずれも、「申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人の厚生年金保険手帳記号番号払出簿の日付は、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の資格取得日（昭和30年10月1日）と一致しており、社会保険事務所（当時）における手続に不自然さは認められな

い。

また、当時、A社の事業主であった申立人の父は、申立人の資格取得日より後（昭和34年9月1日）に資格を取得していることが確認でき、申立人の資格取得日について、申立人の弟は、申立人が被保険者となった昭和30年10月は、「申立人が結婚し、独立した頃だと思う。」と供述しているところ、申立人に係る戸籍謄本によると、同年10月*日に婚姻の届出がされていることが確認できることから、事業主であった申立人の父は、結婚を機に申立人を厚生年金保険に加入させたことも考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年頃から40年頃まで (A社の被保険者期間は除く。)
② 昭和45年頃から49年頃まで
③ 昭和49年頃から60年頃まで

A社に勤務した申立期間①、B社 (現在は、C社) に勤務した申立期間②及びD社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間にそれぞれの事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間①のうち、A社において、申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間以外の期間については、昭和35年8月1日から36年3月1日までの期間はE社及び39年1月10日から同年7月30日までの期間はB社における申立人の被保険者記録が確認できる上、申立人は、「申立期間①当時、難しい仕事や大きな仕事があると呼ばれて働くという事を繰り返していた。」と供述しているところ、申立期間①当時、A社に勤務していた従業員は、「申立人を記憶しているが、申立人は、仕事があれば来ていたようだ。」と回答していることから、申立人は、申立期間①当時、必要とされる期間のみ同社に勤務していたと考えられる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①当時のA社における同僚の氏名を記憶していないため、申立人の同社における勤務状況について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間にB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②以外の期間である申立期間①のうち、昭和39年1月10日から同年7月30日までの期間について、同社における被保険者記録を確認することができるところ、上記被保険者名簿により同年3月5日から43年12月26日までの間に被保険者記録が確認できる従業員は「申立人は覚えていますが、私が入社したときから1年もいなかったと思います。」と供述しており、この供述は申立人の同社における被保険者記録とほぼ符合していることが確認できる。

また、申立人は、昭和36年3月1日から平成4年5月8日までの期間、国民年金に加入し、申立期間②を含む昭和42年4月から52年6月までの間、その保険料を納付していることが確認できる。

さらに、C社の現在の事業主は、「申立期間②当時の事業主は既に亡くなっており、当時の資料も残っていないため不明。」と供述していることから、申立人のB社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社に係る上記被保険者名簿により、申立期間②当時に同社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人を記憶する者がいないことから、申立人の同社における勤務状況について確認することができない。

3 申立期間③について、申立人は、D店の事業主として、70人から80人くらいの従業員を雇っていたと申し立てている。

しかし、D店は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、D店の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録を確認することができない。

さらに、申立人は、上記のとおり昭和36年3月1日から平成4年5月8日までの期間、国民年金に加入し、申立期間③のうち、昭和52年6月までの期間、その保険料を納付しており、また、54年4月から60年3月までの期間は、国民年金保険料を申請により全額免除されていることが確認できる。

加えて、申立人は「D店では、自分が仕事を取ってきて大工に仕事を出していた。毎月、決まった給料を支払っていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 30 日から 43 年 6 月 30 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いが、申立期間に同社の寮に住み込みで配達の仕事をしていた。申立期間前後に勤務したB社及びC社の厚生年金保険の加入記録も平成19年頃に社会保険事務所（当時）に申し出て判明したものであり、社会保険事務所の手続誤りにより記録が無くなっていることも考えられるので、当時の紙台帳を最後まで調べて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の手続誤りにより記録が無くなっていることも考えられるので、A社に係る紙台帳を最後まで調べて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てている。

しかし、A社及び同社の事業主の弟が事業主となっているD社に係る事業所別被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は見当たらず、また、両社の上記被保険者名簿では、申立期間に整理番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主及び社会保険事務担当者も所在不明で連絡できないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社が加入していたE健康保険組合も、「申立人の申立期間の加入記録について確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人は、A社の屋上にあった社員寮に住んでいたと申し立てているが、申立人に係る戸籍謄本及び住民票では、申立人が上記社員寮に居住していたことを確認することができず、申立期間に同社の社員寮に住んでいた従業員は申立人のことを記憶していない上、同社で申立人と同じ配達の仕事をしていた複数の従業員は、「申立人が同

社の寮に住んでいたこと、及び申立人が同社に勤務していたことも記憶に無い。」と供述している。

加えて、A社における上記被保険者名簿により、申立期間当時に勤務していたことが確認できる連絡可能な従業員 16 名に照会したところ、回答のあった 12 名全員が申立人を記憶しておらず、申立人の同社における勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月から29年10月まで
② 昭和31年8月から32年7月1日まで

A病院(昭和28年11月1日からB病院。現在は、C病院)に勤務した申立期間①及びD病院に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの病院に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C病院から提出された申立人に係る履歴書及び退職届により、申立人は昭和26年10月29日から28年11月18日まで、A病院及びB病院に勤務していたことが認められる。

しかし、B病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A病院がB病院として厚生年金保険の適用事業所となった(以下「新適」という。)のは昭和28年11月1日であり、申立期間①のうち26年10月から28年10月31日までは、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B病院が新適となった昭和28年11月に申立人が被保険者資格を取得したか否かについて、C病院は、「申立期間①当時の資料は無く、厚生年金保険の取扱い等については不明だが、申立人の退職届は、28年11月18日付けで届けられていることから、退職月の28年11月は申立人について厚生年金保険料を控除しなかったため、資格取得手続を行わなかったかもしれない。」と供述しており、また、B病院における申立期間当時の経理担当者は、「申立人の退職が分かっていたため、厚生年金保険加入のための名簿には申立人を入れなかったのかもしれない。」と供述している。

さらに、A病院がB病院として新適となった昭和28年11月1日に同病院で被保険者資格を取得している従業員のうち4名の従業員は、新適前の期間の厚生年金保険料につ

いて、「保険料控除は無かった。」と供述している。

加えて、A病院がB病院として新適となった昭和28年11月1日以降の申立期間①に同病院で被保険者資格を取得している22名の従業員に照会し、回答があった16名全員が申立人を記憶していないことから、申立期間①のうち、同年11月以降について、申立人の同病院における勤務状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、D病院の退職時に1年間の勤務であった旨を挨拶した記憶があることから、1年間は同病院に勤務していたと申し立てている。

しかし、D病院は既に適用事業所でなくなっており、同病院を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、事業主の連絡先が不明なことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D病院における申立期間②当時の事務長は、「臨時的な扱いの医師や薬剤師等は厚生年金保険の取扱いが違っていたため詳細は不明であるが、試用期間はあった。また、この期間の保険料控除はしていない。」と供述しており、同病院の申立期間②当時の社会保険事務担当者は、「医師や薬剤師の臨時従業員は、厚生年金保険に加入せず、後で必要ならば加入していたかもしれない。」と供述している。

さらに、D病院に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同日（昭和32年7月1日）に資格を取得している看護師は、申立人を記憶しておらず、同看護師は、「自分は資格取得日の記録より3か月前から勤務していた。」と供述しており、申立期間②当時に資格取得している看護師は、「自分は3か月の試用期間があったと思う。」と回答していることから、同病院は、申立期間②当時、従業員を採用後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 57 年 1 月末日をもって退職届を出し、月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に昭和 57 年 1 月 31 日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録は、離職日が昭和 57 年 1 月 30 日と記録され、厚生年金保険の資格喪失日と符合していることが確認できる。

また、申立人に係るB基金の加入記録は、資格喪失日が昭和 57 年 1 月 31 日と記録され、厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、A社総務課の担当者は、「申立期間当時の退職者名簿から転記したとする従業員台帳に「57. 1. 30 退職」と記入されているので、昭和 57 年 1 月 30 日に合意退職したものと判断している。」と回答している。

加えて、申立人が記憶するA社の二人の同僚は、一人は申立期間より前に被保険者資格を喪失しており、ほかの一人は、申立人の退職日について記憶していないことから、申立人の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から34年8月15日まで
A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。生前、亡夫から同社C部で申立期間に勤務していたことを聞いていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年8月15日までA社に勤務していたと申し立てているが、B社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時の社会保険事務の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社から提出された申立人に係る内勤職員録から、申立人は、昭和30年度から33年度まで、A社C部及び同社D部に勤務しているが、32年度及び33年度は休職していたことが確認できる。

さらに、上記昭和32年度の内勤職員録において、申立人と同様に休職欄に氏名が確認できる2名の記録について、1名はA社C部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で氏名が確認できず、1名は、31年8月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、上記のとおり資料が無いため、同社における休職時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿により、申立人と同時期にA社C部に配属されたことが確認できる5人の元従業員は、「申立人は、昭和29年4月に入社したが、1年あるいは2年ほどで結核あるいは目が悪くなったため、会社を休職あるいは退職した。」と供述している。

その上、申立人の高校時代からの友人は、「申立人が昭和 30 年代に 2 か所の病院に 2 年あるいは 3 年以上入院している時に申立人を見舞い、申立人から A 社の健康診断で結核と診断され、その薬の副作用のため目が悪くなり、結果的に申立人が同社を辞めた旨を聞いた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月頃から35年頃まで
A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かであり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和34年4月頃から35年頃まで、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年4月1日と記録されており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も確認できないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が適用事業所となった昭和37年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員15名のうち、住所が半明した4名に照会し、回答があった3名は申立人を記憶しておらず、給与明細等保険料控除を確認できる資料を保管している従業員はいないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記従業員のうち2名は、「昭和36年か37年に入社してきた年配の事務員が、厚生年金保険に加入しなければいけないことについて社長に話し、加入するようになった。」と供述しており、そのうち1名は、「昭和37年以前は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も引かれていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年から 63 年まで
② 平成 5 年から 8 年 4 月まで

A店に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA店に勤務していたと主張している。

しかし、申立期間①のうち、昭和 62 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まではC社において、63 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まではD社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、A店を経営しているE社の経理責任者は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人が平成 2 年 3 月 12 日から開始された研修を受講したという記録が同社の提携企業であるF社に残っていることから、申立人を雇用したのは平成 2 年頃からであった旨回答しており、申立期間①において、申立人は同社に勤務していなかったことがうかがわれる。

さらに、E社の経理責任者は、同社は厚生年金保険の適用事業所となったことはなく、申立人が同社に勤務していた際に支給した給与からは、所得税のみ控除しており、厚生年金保険料を控除したことはない旨回答している。

加えて、オンライン記録及び事業所検索システムではE社が適用事業所となったことが確認できず、同社の経理責任者は、「当時の従業員に関する資料は廃棄して残っていない。」と供述していることから、同社の従業員に厚生年金保険料の控除に関して照会することができない。

2 申立期間②については、申立人のB社における雇用保険資格取得日は平成 7 年 12

月 26 日と記録されており、同社から提出された申立人に係る 6 年 3 月から同年 12 月までの賃金台帳の入社日欄には、同年 3 月と記載されていることから、同年 3 月以降は申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社から提出された、平成 6 年 3 月から 7 年 2 月までの期間及び 8 年 4 月の賃金台帳並びに 7 年の年末調整に関する資料では、給与から厚生年金保険料が控除されていることは確認できない。

また、B 社の経理責任者は、申立人は給与から厚生年金保険料を控除されると手取りが減ってしまうため厚生年金保険に加入することを希望しなかったと記憶している旨回答している。

さらに、B 社において申立期間②に厚生年金保険の被保険者期間を有する従業員の一人は、「同社では厚生年金保険の加入について従業員が選択することができた。」と供述している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 14569 (事案 1230 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録の訂正を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、申立期間も間違いなく継続して勤務しており、入社時に資格取得後、同月に資格喪失し、2か月後に再度資格取得という手続を行うことは不合理であり、第三者委員会の判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、再調査して申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てに対しては、申立期間について、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。その理由として、当時の事業主や同僚等から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができなかつたこと、申立人は昭和 61 年 5 月 30 日に健康保険証を返納した記録があること、申立期間は国民年金保険料を納付していたこと等から、申立人は申立期間に、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できないというものであった。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張し、再調査を求めている。

そこで、当時の事業主に再度照会したところ、A社の関連会社から連絡があり、同社は、「A社は既に倒産しており、当時の人事資料等は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。」と供述している。

また、新たに、申立人と同時期にA社で勤務した従業員 8 人に照会し、5 人から回答を得たが、申立人の名前を記憶している者はいなかった。

これらのことから、今回の再申立てに係る新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月21日から42年6月23日まで
② 昭和44年10月30日から45年1月2日まで

A社に乗務員として勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に乗務員として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①にA社、申立期間②にB社に乗務員として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社及びC社のいずれも、当時の人事記録を保管していないとしていることから、各事業所において申立人の申立期間①又は②における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A社及びB社について、それぞれ同僚一人の名前を記憶しているが、いずれの同僚もA社及びB社に係る事業所別被保険者名簿に名前を確認できないことから、これらの者から申立人の申立期間①又は②における勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることができない。

さらに、A社において申立期間①当時に被保険者記録が確認できる従業員で連絡先の判明した8人に照会したが、回答のあった3人はいずれも申立人を覚えていないとしており、B社において申立期間②当時に被保険者記録が確認できる従業員で連絡先の判明した3人に照会したが、回答を得られないことから、これらの者から申立人の申立期間①又は②における勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることができない。

加えて、A社の従業員で、回答のあった上記従業員3人のうち、入社日と被保険者資格取得日が相違している従業員は二人おり、このうち一人は、「入社してもすぐには社員になれなかった。」とし、「成績が良くなると本採用となり、月給制となった。月給

制になってから社会保険に加入できた。」としている。

また、A社及びB社はいずれも、昭和42年6月1日に、D厚生年金基金に加入しているが、同基金は、申立人が申立期間①及び②において同基金に加入していた記録を確認することができないとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月1日から60年1月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の慰安旅行の集合写真及び元従業員の供述により、勤務した期間までは特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主に、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について照会したが、回答を得られず確認することができない。

また、申立人は、A社にパートとして勤務していたとしているところ、申立期間当時に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員16人に、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について照会したところ、申立人はパート勤務であったとし、パート勤務者は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

さらに、申立人は、A社の同僚二人の姓を記憶しているところ、このうち、同社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員一人に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について照会したが、回答を得られず確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで
A社にB職として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 57 年 9 月末まで勤務し、退職月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 57 年 9 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社が適用事業所でなくなった日と被保険者資格喪失日が同日の従業員のうち、申立人と同じB職であったとする3人の従業員に、自身の同日以降のA社における勤務実態、申立人の退職日及び昭和 57 年 9 月分の給与からの保険料控除が確認できる資料について照会したところ、被保険者資格喪失日と同日に退職したとする従業員一人を除く二人の従業員は、いずれも、自身は資格喪失日以降も同社に継続して勤務していたとしているが、申立人の退職日は記憶していない上、同年 9 月分の給与からの保険料控除を裏付ける供述及び資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 27 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社では昭和 25 年 4 月 1 日から継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した元従業員は、「自分は申立人と同じ高等学校に入学し、申立人と同様、昭和 25 年 4 月 1 日に同社に入社した。」旨供述していることから判断すると、申立人は、申立期間中、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記元従業員の同社における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同様、昭和 27 年 6 月 1 日であることが確認できる上、同社に勤務した他の複数の従業員においても、自身の入社日は厚生年金保険の資格取得日より 1 年から 2 年半ほど前であったとしており、厚生年金保険に加入する前の保険料控除については記憶が無いとしている。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人及び申立人と同じ日に入社したとする上記元従業員の厚生年金保険の資格取得日は昭和 27 年 6 月 1 日となっており、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

なお、A社は既に適用事業所でなくなっており、当時の代表者及び社会保険担当者の所在を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から13年5月16日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では代表取締役であったが、このような届出をしたことはなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年8月1日から11年2月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年2月17日付けで、9万2,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、平成9年8月から同社が適用事業所でなくなる時期まで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険料滞納処分票によると、A社は平成10年5月頃から社会保険料を滞納しており、当該滞納保険料に係る社会保険事務所（当時）職員とのやりとりは申立人が行っていたことが確認できる。

さらに、複数の従業員は、「申立人が代表者印を管理し、社会保険事務に関する権限を有していた。」旨回答している。

これらのことから、申立人は当該減額訂正に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成11年2月1日から13年5月16日までの期間について

は、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成11年2月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から13年4月までは9万8,000円と記録されているが、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書等、保険料控除を確認できる資料は保管していないとしている。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、同法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に当該期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 2 日から 30 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にB社から独立したA社に間を空けずに入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社で昭和 29 年 10 月 20 日に被保険者資格を喪失し、A社で 30 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員は、「申立期間当時、B社の事業主がA社を設立し、B社の数人の仲間でA社に移り、すぐに仕事をしたはず。」と供述しており、また、B社で 29 年 10 月 20 日に被保険者資格を喪失し、A社で 30 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚も、「申立人と一緒にB社からA社に異動した。」と供述していることから、申立人がB社からA社に異動し、申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 30 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に閉鎖している上、当時の事業主は死亡していることから、同社及び事業主から申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 30 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる 11 名の従業員は、B社で被保険者資格を喪失してから、A社で被保険者資格を取得するまで 5 か月から 7 か月間、厚生年金保険の加入記録が無く、上記同僚もB社で被保険者資格を喪失し

てから、A社で被保険者資格を取得するまで13か月間、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

加えて、B社及びA社の上記同僚及び従業員は、給与明細書等、申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、保険料控除について明確に記憶している者がいないため、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 30 日から 42 年 7 月 20 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には祖父が死亡した（昭和 41 年 12 月）半年前に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 7 月 20 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「同社が厚生年金保険に加入したのは、昭和 42 年 7 月であり、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、事業主は、オンライン記録により、申立期間を含む 36 年 4 月から 42 年 6 月まで国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上記事業所別被保険者名簿により、昭和 42 年 7 月 20 日付けでA社において被保険者資格を取得した従業員 11 名に照会したところ、同年 4 月以前に同社に入社したと回答している従業員 4 名は、「自分が厚生年金保険に加入したのは、42 年 7 月である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から6年8月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が報酬月額と相違している。確定申告書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年6月及び同年7月、同年9月から4年1月までの期間、同年3月から同年12月までの期間、5年2月から6年7月までの期間については、B社から提出された当該期間の営業職員給与明細書兼賃金台帳により、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか低いことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成3年8月及び4年2月の標準報酬月額については、B社は、営業職員給与明細書兼賃金台帳を保有していないが、前後の月の保険料控除額が一定であることから判断して、3年8月は11万円、4年2月は13万4,000円と判断でき、いずれもオンライン記録と一致していることが推認できる。

さらに、申立期間のうち、平成5年1月の標準報酬月額については、同月から厚生年金保険料率を変更しており、同年2月の保険料控除額及び保険料率から判断して、15万円と判断でき、オンライン記録と一致していることが推認できる。

加えて、申立人は、平成3年分から5年分までの所得税の確定申告書を提出しているが、上記営業職員給与明細書兼賃金台帳により算出した社会保険料控除額は、確定申告書の社会保険料控除額と一致していることが確認できる。

その上、上記営業職員給与明細書兼賃金台帳により、申立人の平成4年10月に定時決定されるべき標準報酬月額は、同年4月から6月までの報酬月額に基づき15万円、5年10月に定時決定されるべき標準報酬月額は同年4月から6月までの報酬月額に基づき13万4,000円と算定され、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが

確認できることから、A社では、標準報酬月額の適切な算定を行っていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 16 日から 17 年 7 月 31 日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた一部期間の支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入は、平成 16 年 12 月 20 日から 17 年 7 月 2 日まで記録され、当該期間の勤務が確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成 14 年 9 月 30 日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、18 年 10 月 1 日に再度適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、「申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であり、当該期間の被保険者資格の取得・喪失の届出及び厚生年金保険料の控除を行っていない。」と回答している。

さらに、申立人から提出された平成 17 年 1 月から同年 3 月までの支払明細書では、雇用保険料のみが控除されており、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から11年5月10日まで
A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、取締役会で決定された役員報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。平成9年9月11日付けの取締役会議事録を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成9年9月から同年12月までは59万円、10年1月から11年4月までは30万円と記録されていたものが、同年5月10日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できる。また、同社の取締役は、申立人、申立人の妻及び申立人の子の3人で、社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の適用事業所として届け出た事業主は申立人であり、申立人も自身が同社の代表者であったとしている。

さらに、A社に係る社会保険料の滞納処分票によると、同社は平成9年12月から厚生年金保険料の滞納が始まり、社会保険事務所から同社に対して、再三にわたり納付を促していることが記録されている。

加えて、上記の滞納処分票では、社会保険事務所との交渉に当たっていたのは申立人であることが確認できるところ、申立人も当該交渉に対して、自身が一人で行ったとしている。また、A社の代表者印について、申立人は、「一つしかないから、私が持っていた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に同意し、関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の事業主として、自らの標準報

酬月額の記事訂正に關与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記事の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月21日から同年6月1日まで
② 昭和25年6月1日から31年6月1日まで

申立人が所持している経歴書から、A社を退職した後、一日の空白も無くB社に勤務し、同社から、C社に転職した際も空白が無く継続勤務していたと推測されるので、厚生年金保険の未加入期間となっている申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務状況、保険料控除については不明。」と回答していることから、申立人の勤務の実態、保険料控除等について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に資格を取得していることが確認できる従業員のうち、連絡が取れた3名（いずれも昭和23年5月21日に資格取得）に、申立期間①当時における申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、3名のうちの1名は、「申立人と同じ営業所に勤務していたので申立人のことは覚えているが、いつから勤務していたかは不明である。」旨供述しており、他の2名は、「営業所が違っている者については分からず、申立人についても知らない。」旨供述している。

さらに、上記3名のうち2名は、厚生年金保険の資格取得日については、自身が記憶している入社日より、10数日又は4か月後である旨供述している。

加えて、申立人は経歴書を提出しているが、経歴書の作成日が記載されていない上、各勤務先の入社日が年のみの記載となっており、申立期間①の勤務の根拠や証明とな

るものも保有していないことから、当該経歴書からは申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された「退職金明細書」及び同僚の供述により、申立人が昭和25年6月1日から58年12月19日までの期間について、C社に勤務していたことは確認することができる。

また、C社に係る商業登記簿謄本及び申立人から提出された「創業から30年の歩み」により、当時、申立人が同社において取締役であったことが確認できる。

しかし、上記同僚は、「役員会において、役員は厚生年金保険の被保険者としないと決定し、当該期間においては自分の保険料の控除は無かったので、当時一緒に役員として勤務していた申立人も控除されていなかったと思う。」と供述している。

また、上記「創業から30年の歩み」で確認できるC社の役員全員が、昭和31年6月1日に被保険者の資格を取得しており、申立人と同じ記録となっていることが確認できる。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年9月1日であることから、申立期間②のうち同年6月1日から同年9月1日までは適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月5日から33年12月31日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、同社を設立したB社の社長に誘われて入社した。申立期間にA社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社と取引関係にあったB社に勤務していた従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同社の代表者を特定することができず、同社を設立した社長は死亡している上、申立人は、同社における上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 9 月から 25 年 4 月 1 日まで

A 社 (現在は、B 社) から C 局 (現在は、D 省 E 局) に出向していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険に加入していたと考えるのが自然であり、相当だと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B 社から提出のあった申立人に係る「社員原簿」及び「在籍証明書」並びに D 省 E 局から提出のあった申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間当時、F 事務官及び G 事務官として、申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B 社では、「申立期間については、申立人は当社に在籍していたものの、当社を休職して C 局へ派遣されており、当社での勤務形態は不明である。また、派遣の契約内容が不明であるため、社会保険加入の状況も不明である。」旨回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、D 省 E 局では、上記人事記録等に基づき、「F 事務官は恩給法における官吏に該当し、恩給法の適用を受けると考えられる。しかしながら、申立人は任官期間が短いため、退職時に一時金も支給されていないものと考えられ、年金支給対象の期間とはならず、厚生年金保険にも通算されないものと考えられる。」旨回答している。

さらに、申立人の親族が提示した申立期間当時の申立人の上司を含む複数の関係者については、当該親族がその姓を記憶しているのみで、これらの者を特定できず、連絡先

も不明であるため、これらの者から当時の申立事業所における厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月頃から 47 年 10 月頃まで
A 事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。約 10 年間の申立期間に同事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述及びA事業所に勤務していたとする当時の状況についての申立人による具体的な供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が勤務したと主張しているA事業所については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人が勤務したと主張しているA事業所の所在地を管轄する年金事務所から提出のあった、管内事業所の厚生年金保険及び健康保険の適用状況に係る資料において、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立期間後の昭和 48 年 7 月 2 日に健康保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶していたA事業所の当時の代表者は、連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人が記憶していた上記同僚は、「自分は、A事業所において厚生年金保険に加入しておらず、また、厚生年金保険料の給与からの控除は無かったと思う。」旨供述しているところ、オンライン記録では、当該同僚は、厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月頃から 45 年 1 月頃まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から 49 年 8 月 31 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間にそれぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、接客業に従事していた旨申し立てている。

しかしながら、A社の当時の代表者は、既に死亡しているため供述が得られない。

また、A社では、申立期間①当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができず、「当時、当社では、接客業に従事していた者については、厚生年金保険に加入させていなかったと聞いている。」旨回答している。

また、申立人が記憶していたA社の当時の同僚については、申立人がその姓又は名前のいずれかを記憶しているのみで、これらの者を特定できず、連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人と同様、申立期間①にA社において接客業に従事していた旨供述している者は、「自分は当時、A社において厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述しているところ、オンライン記録では、当該者は、厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、申立期間①についてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、当該期間に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる

複数の従業員に係る原票の健康保険番号は連続しており、かつ、欠番が無いことから、申立人に係る原票が無いものの、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人が記憶していた同僚及びB社における当時の従業員の二人による供述から判断すると、退職時期を特定できないものの、申立人が昭和45年7月以降も引き続き同社に継続して勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、上記二人の従業員は、申立人と同様、B社において接客業に従事していた旨供述しているところ、オンライン記録では、共に厚生年金保険の加入記録が無い。

また、B社は平成13年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の元代表者は、申立期間②当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

さらに、上記同僚及び従業員の二人とは別に、申立期間②当時にB社において経理事務に従事していた旨供述している二人の従業員は、共に「当時、B社では、接客業に従事していた者については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」旨供述している。

加えて、B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿により、申立人は、昭和45年4月1日付けで、同年1月3日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。一方、オンライン記録等により、同社は政府管掌健康保険の適用事業所であったことが確認できるところ、当該申立人に係る原票により、申立人は、同年4月から同年6月までの期間に傷病手当金が支給されていることが確認できる。このことについて申立人は、「昭和45年4月から同年6月までの期間、自分は病気により入院していた。」旨供述しており、申立人が記憶していた当時の上司も同様の供述を行っている。これらのことから、当時、同社では、申立人の疾病に伴い、申立人を時期的に遡って健康保険及び厚生年金保険に加入させ、その後、申立人の職場復帰に伴い、被保険者資格を喪失させたものと考えられる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年8月1日まで
A社(現在は、B社)本店に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和41年8月から同年10月までの期間は6万円、同年11月から42年7月までの申立期間は5万6,000円と記録されているところ、申立人は、「自分は、昭和41年11月1日付けで組織変更のため本店本部より本店への勤務となったが、仕事内容及び勤務場所に変更は無かった。給与が下がったことも無いことから、標準報酬月額が減額となったのは極めて不自然であり、これは当時の社会保険事務所(当時)における事務処理誤りであると推測される。」として、実際に支給された給与の月額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい旨申し立てている。

しかしながら、B社では、申立人の申立期間に係る報酬月額(総支給額)及び厚生年金保険料控除額について直接確認できる資料は無いと回答しながらも、同社の担当者は、申立てに係る標準報酬月額について、「残業量や職種等の変動に伴う各種手当等の変動によって報酬月額が下がることは、当社ではよくあることである。申立人は、組織変更に伴う名称変更だったとしているが、当社が保管する人事記録では、申立人は『異動』扱いとされている。したがって、申立人については、異動に伴い、社会保険事務所に届け出る報酬月額の見直しが行われたのではないかと思われる。」旨供述している。

また、A社本店本部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、同社本店に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人と同様、同社本店本部から同社本店への異動に伴う昭和41年11月の資格取得時決定により、厚生年金保険の標準

報酬月額が減額されている従業員が23人確認できる。

さらに、上記複数の従業員のうち一人から提出のあった複数の給与支給明細書において、昭和41年10月の社会保険料控除額より同年11月の同控除額が低いことが確認でき、これは、上記被保険者名簿及びオンライン記録において確認できる当該従業員に係る同年11月の資格取得時決定に伴う標準報酬月額の減額と符合している。

加えて、A社本店に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を確認したものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないと供述しているため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、自分は同社において社会保険や労働保険に係る届出事務等も担当しており、入社時から厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の代表者から提出のあった申立人に係る「昭和 58 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び当該代表者の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 58 年 8 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。そして、このことは、上記代表者から提出のあった同社に係る「健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況書」からも確認することができる。

また、上記代表者から提出のあったA社に係る「健康保険厚生年金保険任意包括被保険者資格取得通知書」から判断すると、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、昭和 58 年 8 月 1 日を申立人の厚生年金保険の資格取得日として届け出たものと認められる。

さらに、上記所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に給与を支給されていることは確認できるものの、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 63 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 63 年 3 月 31 日であることが確認できるところ、申立人は、同社に同日まで勤務していたので、同年 4 月 1 日が正しい資格喪失日であるとして申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は昭和 63 年 3 月 30 日であることが確認でき、これは厚生年金保険の記録と符合している上、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

また、A社は平成 8 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた複数の同僚及びオンライン記録から申立期間当時にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、連絡の取れた複数の従業員は、いずれも、申立人の氏名を記憶していないか、又は申立人の氏名を記憶していたものの申立期間における申立人の勤務の状況や退職日等について明確な記憶が無いため、これらについて確認することができない。

なお、上記従業員のうち一人は、「自分はA社において社会保険事務等を担当していたが、同社では、従業員の退職日は、従業員本人と事業主との間の話し合いで決めており、これに基づき厚生年金保険及び雇用保険に係る手続を行っていた。」旨供述しており、申立人も同様の供述を行っている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) C 出張所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。公共職業安定所の紹介で同社に入社し、1 年間勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 C 出張所の当時の従業員の供述から、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、申立期間当時の資料は保管しておらず、厚生年金保険の取扱いについても不明である旨回答している。

また、当時の A 社 C 出張所の所長は、「給与計算と社会保険の手続は本社で一括して行っていたので詳細は分からない。」と回答している。

さらに、A 社本社に係る事業所別被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番は見られず、申立人が記憶している同僚の被保険者記録は確認できない。

加えて、上記被保険者名簿により、申立期間前後に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、25 人から回答があり、そのうち申立人と同様の雇用形態で勤務していた従業員の一人は、「自分は臨時社員で採用されたが、入社してから 10 か月間は被保険者となっていない。」と供述していることから、A 社では、臨時社員について、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 12 月まで
② 昭和 56 年 8 月 21 日から 57 年 12 月まで
③ 昭和 58 年 2 月 1 日から 60 年 12 月まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②及びD社（現在は、E社）に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。3社の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、昭和 52 年分源泉徴収票により、申立人が当該期間の一部の期間についてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社が厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できず、同社が商号変更し、B社となった後の平成 3 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間①は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の事業主は、「当時の資料は無いが、私自身申立期間当時は国民年金に加入していたので、厚生年金保険料の控除は考えられない。源泉徴収票に社会保険料が記載されていることについては、申立人が国民年金や国民健康保険の保険料を申告した分だと思う。」と回答していることから、当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び昭和 56 年分源泉徴収票により、申立人が、当該期間にC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、同社は、昭和 52 年 5 月 24 日に一旦厚生年金保険の適用事業所でなくなり、62 年 4 月 1 日に再

度厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は適用事業所ではないことが確認できる上、同社は「当該期間は適用事業所ではなかった。」と回答している。

また、昭和 56 年分源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、C社に勤務していた期間の雇用保険料の額及び申立人が同社の前に勤務していた会社における社会保険料控除額を合算した金額とおおむね一致していることから、当該期間に申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録及び昭和 58 年分源泉徴収票により、申立人が、当該期間の一部の期間についてD社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録により、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成3年7月1日であることから、申立期間③は適用事業所ではないことが確認できる上、同社は「当該期間は適用事業所ではなかった。」と回答している。

また、昭和 58 年分源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、D社における雇用保険料の額とおおむね一致しており、当該期間に申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年から33年3月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では坑内夫の業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社に勤務していたと主張しているが、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であることから、申立人の勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番は見られず、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の名前も確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から 57 年 1 月 5 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 53 年 2 月から勤務し、同年 8 月 23 日にパスポートを取得し、54 年 1 月 6 日から海外出張を始めている。自分が同社に雇用されていた証拠となるパスポートを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は、自分の日記に申立人が昭和 53 年 2 月 6 日にA社に入社したとの記載があると回答していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。なお、申立人が提出したパスポートでは 54 年 1 月 6 日以降出入国を繰り返していることは確認できるものの、A社との雇用関係は確認できない。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主等とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記同僚は、オンライン記録において、入社日から 22 か月間厚生年金保険の資格を取得していないことが確認できるところ、「自分は、A社における勤務期間の途中から厚生年金保険に加入したという話を聞いたことがあるので、空白期間があることを認識している。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿で申立期間に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶していた従業員の一人は、同社では厚生年金保険に加入するかどうかは本人の希望次第で、正社員にも加入者と未加入者がいた旨回答している。

加えて、申立人は、「申立期間当時のA社の従業員は9名くらいであった。」と供述しているところ、申立期間の同社の被保険者数は、0名から7名と変動しており、同社

における申立人の被保険者記録が確認できる昭和57年1月5日から同年3月25日までの期間において、同社の被保険者は申立人のみであることから、同社では、従業員の勤務期間の一部について厚生年金保険の被保険者とする取扱いをしていたものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年頃から34年頃まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務時期をはっきりとは記憶していないが、同社に2年間くらい、臨時工として勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から、申立人は、申立期間の一部において、同社に臨時工として勤務していたことを推認することができる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料が残っていないのではっきりしたことは不明だが、当時はアルバイト的に勤務していた人が多く、アルバイトについては厚生年金保険には加入させていなかったと思う。また、加入していない人から保険料を控除することは考えられない。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、各自の採用時の雇用形態を照会したところ、回答のあった5名のうち4名は正社員、1名は不明と回答があり、臨時工であったと回答する者はいなかった。

さらに、上記回答のあった従業員のうちの1名は、「自分は昭和29年頃入社し、初めは臨時工だったので厚生年金保険には加入していなかったが、31年7月頃本採用となり、そのときに厚生年金保険や失業保険に加入した。」と供述しているところ、上記名簿では、当該従業員の資格取得日は昭和31年7月21日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで
A社に入社し、B社へ出向社員として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間にはA社の雇用保険者証があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在職証明書により、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、B社との「設計者出向業務委託契約書」に基づき、昭和 52 年 4 月 1 日に同社に採用されなかった申立人を含む 3 名を一旦自社職員として採用し、55 年 2 月 28 日までの間、同社に出向させていた旨の供述をし、「申立期間当時は、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述しているところ、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 2 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、上記「設計者出向業務委託契約書」で確認できる、昭和 52 年 4 月 1 日にA社で採用された申立人を含む 3 名の従業員うちの 1 名は、申立期間当時の同社は、厚生年金保険に加入していなかったため、B社へ出向した期間は国民年金に加入していた旨供述しているところ、オンライン記録によると、当該期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、上記従業員のうち 1 名は、「A社から、B社へ出向していた期間は厚生年金保険の加入が無い場合、国民年金に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録において当該期間の一部期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月20日から46年12月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、普通自動車第2種運転免許を取得させてもらえるとのことで入社し、ドライバーとして勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月17日から46年10月30日までの期間、A社の所在地を管轄する公共職業安定所管内の事業所において、雇用保険の被保険者記録が確認できることから、当該期間において、同社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A社は、昭和53年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び申立人が記憶している社会保険事務担当者のいずれも所在不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚の一人は、A社には、ドライバーとして入社したが、最初の2年くらい、厚生年金保険の加入記録が無い旨供述しており、別の同僚は、乗務員時代の年金記録が無いが、事務所の職員として勤務するようになってからの年金記録には間違いは無い旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得し、所在の判明した10名から回答があり、そのうち1名は、「厚生年金保険の加入については希望を聞かれた。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間のうち、昭和40年8月から46年7月までの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 1 日から 56 年 2 月 2 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 55 年 2 月 1 日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元従業員による「入社時期は分からないが、申立人と一緒に勤務していたことを覚えている。」旨の供述から、申立人が申立期間の一部期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の現在の代表者は、「当社には既に当時の人事記録等は残っておらず、申立人の当社における保険料控除及び納付に係る事実確認はできなかつた。」旨供述しており、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、元代表者及び複数の元従業員に照会したが、いずれも「当時、当社では、全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、正社員も入社当初はアルバイト社員として契約し、入社後、一定期間が経過し、正社員に登用されてから厚生年金保険に加入させていた。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかつた。

また、A社が加入している厚生年金基金の加入記録によると、申立人の資格取得日は、昭和 56 年 2 月 2 日となっており、オンライン記録による厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から41年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和40年10月1日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の元同僚による「私が昭和41年5月1日に会社に入社した時点では、申立人は勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人は、少なくとも昭和41年5月には同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「入社後、一定期間を経て厚生年金保険に加入した。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「申立期間において、A社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

なお、上記被保険者名簿によると、少なくとも申立人が勤務していたとされる昭和41年5月1日から同年11月1日までの期間において被保険者資格を取得した従業員は6人であり、一人は同年7月7日に資格を取得し、申立人を含む5人は同年11月1日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月頃から 45 年 10 月頃まで
② 昭和 45 年 10 月頃から 47 年 9 月頃まで

A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務したうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社とも正社員として勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の同僚に係る記憶内容から、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の現在の総務担当者は、厚生年金保険の加入は正社員のみであり、当時は正社員よりも臨時雇用及びアルバイト雇用が圧倒的に多く、20歳前後での正社員としての雇用は考えにくく、申立人は正社員ではなかったのではないかと供述しており、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時に被保険者となっている者は、事業主を含めて6人であるが、それらの者の中には、申立人と同年代の被保険者は確認できない。

また、上記総務担当者は、当時の資料は保存されておらず、申立人を記憶している者もいないと供述しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の厚生年金保険料額は不明としながらも、給与額は10万円から15万円ぐらいであったと供述しているが、申立期間当時の標準報酬月額の高額が昭和44年9月及び同年10月は6万円、同年11月から45年10月までは10万円であるところ、上記被保険者の中で、標準報酬月額が最も高い者でも5万2,000円である。

申立期間②について、B社の当時の同僚及び従業員の供述から、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人のB社における雇用保険の加入記録は、昭和48年11月21日から平成21年3月6日までとなっており、同社が加入しているD健康保険組合及びE厚生年金基金の加入記録は、昭和48年11月21日から平成21年3月7日までとなっており、申立期間における加入記録は確認できない。

また、C社の総務担当者は、同社は申立期間において健康保険組合及び厚生年金基金に加入しており、申立人がこのどちらにも加入記録が無く、雇用保険の加入記録も無いことから、申立人が同社に勤務していたとしても、正社員ではなく、社会保険に加入していない臨時雇用又はアルバイト雇用であったのではないかと供述している。

さらに、B社の申立期間当時の複数の従業員が、厚生年金保険の加入は正社員のみであり、同社の直接雇用ではなく、個人名で業務請負をしている運転手が複数いたと供述している。

なお、C社の総務担当者は、全従業員の人事記録が保管されているわけではなく、確認できる労働者台帳及び健康保険被保険者証の写しから申立人の昭和48年11月21日の入社を確認できるが、申立期間の在籍を示すものはなく、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から31年2月26日まで
② 昭和31年8月26日から33年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、両申立期間も勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、定時制高校在学中の昭和29年又は30年頃にA社で働くようになり、当初は土日の夜間勤務で、半年後ぐらいに週5日勤務になったと主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡し、申立人が記憶している同僚と思われる者は、死亡又は連絡先不明であり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

一方、A社の複数の元従業員は、申立期間当時、同社には日雇、臨時の従業員が多数おり、工員については、試用期間があったと供述しており、そのうちの労務管理経験者は、試用期間を3か月設け、その間は保険料の控除は無かったと思うと供述している。

なお、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社における被保険者資格の取得日は、昭和31年2月26日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

申立期間②について、申立人は、昭和33年3月31日より前にA社を退社してB社で見習として勤務していたことを認めており、また、その際、同社から自動車運転免許を取得すると言われたと供述しているところ、申立人の運転免許経歴証明書によると、

運転免許取得日が 31 年 9 月 1 日となっていることが確認できるなど、申立人の申立期間における A 社での勤務実態に関する記憶は定かではない。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の A 社における被保険者資格の喪失日は、昭和 31 年 8 月 26 日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。また、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、33 年 5 月 1 日であり、申立期間においては適用事業所とはなっていない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 25 年 5 月 29 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 33 年 7 月 1 日から同年 11 月 8 日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間①及び②については、A事務所（後に、B事務所）、申立期間③については、C事務所（後に、B事務所）、申立期間④については、D事務所（後に、E事務所）に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事務所の下部組織であるF所G部から申立人宛に出された昭和25年5月29日付の書面では、申立人が当該事業所に24年3月1日から25年5月29日まで雇用されていたことが記載されていることから、申立人は申立期間のうち、24年3月1日から同年5月1日まで、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事務所は昭和24年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、B事務所の事務を引き継いだH事務所が証明する、申立人の厚生年金保険のA事務所における資格取得日は昭和24年5月1日となっており、オンライン記録と一致する。

さらに、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる、申立人と同時期に入社した複数の従業員は、申立人を記憶しておらず、A事務所が適用事業所となった日に厚生年金保険の資格を取得している従業員は、資格取得日前の期間において保険料を控除されていたことを記憶していない。

申立期間②については、上述の書面により、申立人はA事務所を昭和25年5月29日に

解雇されたことが記載されていることが確認できる。

また、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日に13名の従業員が資格を喪失していることが確認でき、そのうち、複数の従業員は、「資格喪失理由が解雇であった。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、被保険者であったことが確認できる複数の従業員は、申立人が申立期間②に勤務していたことを覚えていない。

加えて、H事務所が証明する、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和25年5月29日となっており、オンライン記録と一致している。

申立期間③については、申立人が提出した「民間人人事処理要求書」には、申立人の雇用年月日が昭和25年7月25日と記載されており、申立人が申立期間③においてC事務所に勤務していたことは確認できる。

しかし、H事務所が証明する、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和25年9月1日となっており、オンライン記録と一致する。

また、C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる従業員に照会したところ、「自分が記憶している入社日と資格取得日が一致していない。」と複数の者が回答していることから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における申立人の資格取得日は昭和25年9月1日となっており、オンライン記録と一致している。

申立期間④については、申立人から提出された「民間人人事処理要求書」には、申立人についての解雇の実施予告日が昭和33年6月30日と記載されていることが確認できる。

また、D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者であったことが確認できる複数の従業員は、申立人が申立期間④に勤務していたことを覚えていない。

さらに、H事務所が証明する、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和33年7月1日であり、オンライン記録と一致している上、上記被保険者名簿の資格喪失日に訂正等は見られないことから、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 10 日から 38 年 5 月 1 日まで
昭和 37 年 9 月から 40 年 3 月まで A 所（現在は、B 県立 C 校）に勤務したが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 県 D 部 E 課から提出された人事記録から、申立人が、申立期間の一部である昭和 37 年 12 月から 38 年 5 月 1 日まで、A 所に勤務していたことは確認できる。

しかし、現在、職員の厚生年金保険事務を管理する B 県立 C 校では、「申立期間当時の記録が残っておらず、厚生年金保険の取扱いについては分からない。しかし、当時の採用条件及び厚生年金保険の加入は一律ではなかった。申立期間当時の人事記録によれば、申立人は日々雇用契約であり、厚生年金保険の加入条件を満たしていなかったと思われる。未加入者から保険料控除はしていない。」と回答している。

また、A 所に係る事業所別被保険者原票から申立期間に被保険者記録が確認できる 3 名の従業員はいずれも死亡しており、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A 所の厚生年金保険の新規適用日は昭和 37 年 10 月 1 日であり、申立期間当初は適用事業所でなかったことが確認できる。

加えて、A 所に係る事業所別被保険者原票においては、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 17 日から同年 8 月 21 日まで
昭和 53 年 4 月 17 日から A 社に正社員として勤務したが、厚生年金保険の加入は同年 8 月 21 日からとなっている。提出した 8 月の給料支払明細書では厚生年金保険料の控除はされていないが、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記給与明細書において、昭和 53 年 4 月から同年 8 月までの期間について厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、申立人は、「昭和 53 年 8 月の給料支払明細書では、保険料控除が無いものの、同年 8 月 21 日から厚生年金保険に加入しているので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張しているが、当時の経理担当者は、「当時の保険料控除は翌月控除方式であった。」と供述しているところ、同年 9 月の給料支払明細書で控除されている保険料は同年 8 月の保険料であると認められ、当該保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月30日から同年5月1日まで

今から3年ほど前、60歳に達した頃、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の申請手続をした際に、申立期間の年金記録が無いことが分かった。申立期間については、A社（現在は、B社）に勤務し、給与から保険料控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった質問回答票及び在籍証明書では、申立人は、昭和52年4月30日から同社に在籍していた旨記載されているが、同社は、当該質問回答票及び在籍証明書は、現在の同社の代表者である申立人自身によって書かれ、また上記日付の根拠は、申立人の記憶による以外の根拠が無いとしていることから、申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、B社は、申立期間当時の賃金台帳等は保管していない上、申立人の申立期間当時の事業主及び厚生年金保険の事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況や保険料控除について確認をすることができない。さらに、当時の複数の同僚は、申立人の勤務期間は不明である旨供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月15日から同年11月1日まで
② 平成5年7月12日から11年3月31日まで

A法人に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。別途提出した2通の嘱任状のコピーのとおり、申立期間①及び②を含め同法人に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された嘱任状及びA法人からの回答により、申立人が申立期間①に同法人に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A法人は、申立人を含む教員は昭和28年11月1日に一斉に厚生年金保険に加入させた旨回答している。

また、A法人は、申立期間①においては申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、A法人からの回答により、申立人が申立期間②に同法人に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間②当時の厚生年金保険法第9条は、「適用事業所に使用さ

れる 65 歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定されていたところ、オンライン記録によると、申立人の A 法人における被保険者資格喪失日は、申立人が 65 歳に達したときであることが確認できることから、申立人は 65 歳に達した平成 5 年*月*日から厚生年金保険の被保険者にはなり得ず、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月頃から 59 年 1 月頃まで
② 昭和 59 年 1 月頃から同年 5 月頃まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社及びB社でデザインの仕事をし勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当該期間に在籍していた従業員が申立人を記憶している旨供述していることから判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、当該期間当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間①当時のA社における人事担当者は既に死亡しているほか、当該期間当時の事業主からも回答を得ることはできなかったことから、同社における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社に昭和 57 年 3 月まで勤務していた人事担当者は、雇用保険と社会保険は一緒に手続をしていたので、雇用保険の加入記録が無ければ試用期間であった可能性が高い旨供述している。

これらのことから判断すると、A社においてデザインの仕事をしていた申立人については、申立期間①は試用期間であったことが考えられ、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

2 申立期間②について、事業主の供述、当該期間に在籍していた同僚及び従業員が申立人を記憶している旨供述していることから判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、当該期間当時、B社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、事業主は、デザインの仕事をしている従業員は、3か月から4か月試用期

間を設けていたので、申立人を厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料を控除していなかった旨供述している。

また、オンライン記録によると、同僚のデザイナーもB社に入社してから3か月から4か月程度経過後に厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できる。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録は確認できない。

これらのことから判断すると、B社においてデザインの仕事をしていた申立人については、申立期間②は試用期間であったことが考えられ、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月20日から33年1月まで
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社で役員の運転手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述から判断すると、申立期間当時にA社で役員の運転手として仕事に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の代表者は、「申立人については、申立期間当時の書類を調べたが確認できなかった。申立人が勤務していた場合、初代社長が個人で自家用運転手として雇っていたのではないか。その場合、社長個人から給料が出ていたものと考えられる。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年7月1日であり、申立期間のうち同年3月20日から同年6月30日までは厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険の加入記録によると、昭和30年3月20日以前から継続して31年12月15日までは、他社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、申立期間当時にA社において厚生年金保険の加入記録のある従業員4人に申立人の勤務状況を照会したところ、回答のあった3人は申立人を覚えていない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。